

平成30年9月14日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
		5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道		
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

4番 矢野昭三      12番 浅野修一

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議 事 日 程 第 3 号

平成 30 年 9 月 14 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 36 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成30年9月14日  
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告をします。

矢野昭三君、および浅野修一君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

9月10日にありました中島議員の質疑に対しましてお答えすることができなかったものがありますので、ここで答えさせていただきます。

平成29年度歳入歳出決算書の58ページ、59ページの庁舎移転補償費の内訳につきまして、委員会でもお答えさせていただいております内容となりますが、土地6,478万2,244円、物件費6億7,161万4,150円となります。

おわびをしまして、お答えをさせていただきます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

これで、総務課長の発言を終わります。

日程第1、陳情第36号、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを議題とします。

なお、各委員長から陳情第37号および43号については、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査としたい旨、申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

これから、委員長報告を行います。

陳情第36号、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

おはようございます。

総務教育常任委員会に付託されました陳情第 36 号、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についての審査の結果をご報告致します。

この陳情につきましては、中小企業の支援拡充を求めることと同時に、国一律の最低賃金の確立を求めるものですが、地方の現状を勘案するとき、直ちにそれが地方の中小企業のためになるか、また、ひいてはそれが地方の労働者のためになるかという点で労使間のバランスを危惧（きぐ）する意見があり、今回につきましては不採択とするものです。

以上で、委員会からの審査報告を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

ただ今議題となっております、陳情第 36 号の討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承を願います。

それでは、陳情第 36 号、「国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化、そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本件は、原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものです。よろしいでしょうか。

それでは、陳情第 36 号の原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第 36 号は採択しないことに決定しました。

これで、採決を終わります。

議長（山崎正男君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、一般質問の順番について、4番の浅野修一君を5番に、5番の宮川徳光君を4番に、それぞれ変更しましたのでご報告致します。

それでは、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5番（澳本哲也君）

おはようございます。

また今回もトップということで、また元気を出してやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを致します。

今回は3問の質問を構えております。

まず、第1問です。小中学校の学力テストについてでございます。

これは、議会の初日に町長の方から、結果を報告がありました。この4月17日に実施した、小学校6年生と中学校3年生を対象とした学力テストの結果について、本当に細かく報告をいただいておりますけども。

この結果を受けてですね、教育委員会、そして教育研究所の分析とこれからの課題について、まず伺います。

よろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、本年度の全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストの結果について、分析と課題についてお答えを致します。

本年度の全国学力・学習状況調査は本年4月17日に、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、全国一斉に行われました。

平成19年に始まったこの調査は、全国悉皆調査としては9回目、抽出調査を合わせると11回の調査となっております。

本年度の調査教科は、国語、算数、中学校については数学の知識に関するA問題と、主に活用に関するB問題に分かれています。また、本年度は3年に1回行われます理科が実施をされました。

この調査に関する結果につきましては7月末に文部科学省より公表をされましたので、これに基づき、当町の結果についてご説明を致します。

まず、小学校につきましては、国語、算数とも、0.4ポイントから1.0ポイント全国平均を下回る結果になりましたけれども、理科につきましては全国平均を2.4ポイント上回る結果となりました。

中学校におきましては、0.6ポイントから2.6ポイント全国平均を上回りましたが、数学B問題が3.2ポイント、理科が2.4ポイント、全国平均を下回る結果となりました。

これらの結果から見て取れますのは、総じて情報と傾向、これらを読み取ってデータを活用する力、これが弱いということになっております。

そのため、1つとしては授業の方向性を形式的理解から意味的理解への転換を図って、未知の状況で使える知識、技能を習得させること。

2つ目として、データを単なる値から、特徴や傾向を読み取って分類、整理、それから問題解決に生かす、

データの活用が図られる授業を展開をすること。

3 目として、思考力、判断力、表現力の向上に向けた取り組みを充実させるために、単元計画の見直し、結果を求める授業から結果を求めて解釈する授業への転換、自分の考えを表現するだけではなくて、他者の考えや学んだ知識を基に再構築をして再度表現する、などの指導の充実を図ることに力を入れた授業を展開をし、これらを小中連携をして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

やっぱり、A の知識問題、そして B の活用問題というふうに分けていったらいいと思いますけども、やはり毎年、何かこう問題点が同じじゃないかなという気がするんです。やっぱり、知識問題はある程度点は取れると。しかし、やっぱり活用の問題はあまり点が取れん。そんなふうな結果だと思っておりますけども。

どうしてこれ、やっぱり問題点が毎年同じなのかなというふうなことを思うんですけども、教育長はどう思われますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

お答えを致します。

全体的な傾向ということでお聞きをいただきたいと思いますが、今、学校現場の授業で一番重要視されているのは、生徒たちに主体的に考えさせるということが非常に重要視をされております。

昔でございますと、先生が子どもたちにどンドンどンドン指導をして、先生が引っ張っていく授業形態が、どちらかというと指導力のある先生というふうに言われてたように思いますけれども、最近では、例えば小学校 45 分の授業でございますけれども、15 分以上先生がしゃべると、しゃべり過ぎだというふうに言われます。つまり、先生方はできるだけしゃべる時間を少なくして、子どもたち自身に考えさせる。あるいは、子どもたち同士で考えさせる。こういう授業が非常に求められておまして、文部科学省の方も知識に併せて活用を重視をしているのは、そういう生徒に主体的に考えさせる授業展開を図りたいという意図があるのではないかとこのように思います。

従いまして、まだまだその従来の、先生がまあどちらかというと板書をして、子どもたちにノートを取らせ、先生が全体の、45 分なら 45 分をリードしていくという授業形態からなかなか脱し切れていないというのが現実ではなかろうかと思っております。これは我々も、それから町の教育研究会の方もそこらへんは改善をしたいということで取り組みをしておまして、順次授業研究等をしておりまして改善を図っているところですが、そのような成果がまだ十分に出ていないという結果ではなかろうかと思っております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、そういった授業の改善、ほんとに大事だと思っております。

まず、この学力テストが何のためにあるのかというこの目的を、もう一度皆さん考えなければいけないという気がします。ただ単に、小学校、中学校と、テストの点を取ったらいいんじゃないかというふうなことで

皆さんとらえがちですけども、そうじゃないんだということをですね、もっと教育委員会をやっばこう外にアピールすることが大事ながじゃないかなと思っております。

ほんでですね、ちょっと聞いたんですけども、学力テストの予行練習をしている市町村もあるらしいがですよ。これ、まあうちじゃ多分ないとは思うんですけども。

教育長に聞きます。ありませんよね、もちろんうちはどうですかね。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

お答え致します。

予行練習っていうと何かちょっと、少し聞こえが悪いですけども、当然学校としては、全国学力・学習状況調査にかかわらず、年間では県版の学力テストがあったり、あるいは標準学力調査等、年間何回かそういう全国規模ないしは県規模の調査があります。

そうしますとやはり、それまでの課題をもう一度点検をして、子どもたちの弱点が克服されているのかどうか、ということは先生方当然点検を致しますし。それから、求められている学力に到達させるために、いわゆる過去問と言われるものですね。過去の、例えば全国学力・学習状況調査のときに出された問題を子どもたちに解かせるとかいうことは当然どの学校もやっていることでございまして。まあ、それを予行練習と言われると、現場の先生は少しつらいのではないかと思いますので。

当然、その普段の学力の向上の延長に同様な行為が行われたというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

もう一点、聞きたいことがあるがですけども。

議会の始まりに、教育委員会の方から議長あてに、教育委員会の活動の点検と評価報告書についてというふうな、これをもらいました。

その中で、やっぱりこの基礎学力の定着と学力の向上という項目があります。小項目が。その中でやっぱり、最新の知識を参考に分析を行い、学校現場へ還元することが求められるというふうな、今後の課題が来ておりますけども。

その評点がですね、ほかにないような3 というような点が付いております。

まず、これのちょっと説明をお願いしますか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それ外部評価といいますけれども、外部評価をしていただく前に、その評点につきましては自己評価。要は教育委員会の内部で、関係者で自分たちを振り返って点を付けたという点数になっておりますけれども。

やはり学力に関しては、我々の認識として満点、この場合は5 点が満点なんですけれども。満点というのは、まずないのではないかというのが認識です。良くて4 点、普通で3 点と、そういう認識をしております。極端に低いわけではないけれども、そうかといって満足いくような結果も出せていない、というような総合的な

判断から、3点というふうに自己評価をさせていただいているところでございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

まあ、5点はないと。もちろんそうだと思います。

それと、僕が一番大事にしているのは、やはりこの学力テストがやっぱり子どもが主体的にやっているとおっしゃるんですけども。そしてまず、目的にあるようにですね、やっぱり学校のこれからどう取り組んでいくのか。で、教育委員会はどう取り組んでいくのかというのが、本来のほんとに目的だったと思います。

しかしですね、やはりマスコミなんかでは、この点数と順位がどうしても報道されるがですね。そしたら、そうなるかとですね、やっぱり子どもなんか、家庭はええがかなこれとかがいうて思うがです。

一番僕が言いたいのは、一人一人の学力の結果はどうなっているのかということが、やっぱり保護者の立場になって考えると思ってくると思うがです。

そうなるかとですね、その一人一人の学力を、小学校6年生から始まり、そして中学校3年生までしっかりと、この子どもたちの追跡をできると思うがです。学力はほんとにこの子たちは付いているのかなということ調査、追跡できると思うがです。そこらへんの取り組みが、まだまだ弱いんじゃないかなと思うがです。中学校3年生になって、さあ高校の受験するとき、どこの学校に行こうかというふうな選ぶような、選んで学校を、どこでも行ける。そしてどこでも選べる。そういうような学力をしっかりと、個人個人の子どもらに付けていってほしいと思うがです。

まず、その追跡調査じゃないですけども、一人一人の学力はどうなのかという分析も必要だと思うがですけれども、そこらへんはどうなってくるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

学力の調査といいますのは、要は学力の定着状況を測るという意味で非常に客観的な資料として重要ですけども、併せまして各学校の学力向上の取り組みを振り返って、その課題があればそれを改善をしていくということの重要な資料となります。

その際に、やはりその数値の結果だけにとらわれるのではなくて、今議員がおっしゃいました個々の児童生徒の状況を踏まえた上で、この結果はどのような意味を持っているのかということをも十分分析をして、学校全体としての取り組みをするということは非常に重要なことだと思っております。

すべての学校は、今ご指摘ありました個々の生徒たちの状況を踏まえた上で授業改善等を致しますけれども、教育委員会としてなかなかそこまで踏み込んだ調査研究というものが、なかなか今までできておりませんでした。けれども、やはり町全体の学力の状況を調査分析をして、一般というか全体的な傾向としてこういう対策を取ってくださいということももちろん我々としては取り組まなければならないことだと思いますけれども、やっぱり個々の状況と、それから直接的な教科に関する調査結果以外に質問紙というのがあります。子どもたちの個々の、例えば心の状態等もお聞きをする質問紙というのがありますけれども。例えば、そういう質問紙と学力との関係ということにつきまして十分調査をし、分析をし、それを現場にお返しできていなかったのではないかと反省を今しております。今後、そういうことに力点を置いて分析をするように、今、教育研究所の方にも指示をさせていただいているところであります。

いずれにしても、それぞれの個々の状況についてはデータがありますので、それをしっかり活用をして、一人一人に視点を置いた学力向上の取り組みを積極的に進めさせていただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

よろしく願いを致します。

この1の2に移ります。

学力テストを基に、家庭にどういうふう連絡を取り、連携してこの学力を上げていくのか、ということを質問致します。

やはり、せっかくこういうような全国の学力テストをやるということで、本当に家庭との連絡、連携というのがほんとに大事になってくると思うがです。

そこらへんをですね、教育委員会としてどのように家庭と連携していくのかということ、まずお尋ねを致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは澳本議員の2番目の質問、学力テストを基に家庭との連携をこれからどう進めていくのかというご質問にお答えをさせていただきます。

これまでも私たちは、家庭はすべての教育の原点であるということを訴えてまいりました。児童生徒への教育は、第一義的には各学校が責任を持ち、教育行政がそれを全力で下支えをし、各校の学力を上げていくということでございますけれども、その際に、家庭の役割は非常に重要であると考えております。

まず、ご家庭で子どもたちには、次の2つの習慣をしっかりと付けていただきたいというふうに考えています。

1つ目は、家庭学習の習慣です。町内の小学校では、学年掛ける10分プラス10分を基本に、例えば、小学校5年生でありますと5掛ける10分プラス10分、ですから60分が目安ということで。それから中学校におきましては、全学年90分を目安に家庭学習の時間を設けております。この家庭学習の時間をしっかりと守る習慣付けを、家庭でやっていただきたいということでございます。

2つ目としては、基本的な生活習慣、正しい生活リズムの確立です。昨年度、保育所職員とその保護者を対象とした研修会におきまして、お招きした講師から、子どもたちの夜型生活が将来の学力不振を招いている実態の指摘を受けまして、本年度、保育所におきまして生活リズムを2時間早める取り組み、つまり、早寝早起きの習慣等を保護者に促す取り組みの強化を指示をしているところでございます。生活リズムの問題は保育所の問題だけではなくて、小学校、中学校においても、適切な睡眠を取り、朝食をしっかりと取る習慣は、学力向上の基礎、基本であります。そのために、家庭において基本的な生活習慣の定着を図っていただくことが重要だと思っております。

併せまして、パソコンやスマホを利用したメール、SNSなどの使用につきましても、幡多っ子ネット宣言として幡多地区で申し合わせをしている使用ルールがございますけれども、これを各家庭で厳守をしていただくこと。これも併せてお願いをしたいと考えます。

以上のことを進めるために、各学校では家庭での生活習慣、生活リズムの実態把握、生活調べといたしますけれども、これを年間数回実施をし、その結果を分析をし、課題を保護者と共用する取り組み。あるいは、家庭学習においては、家庭学習習慣の定着が親子で図られるように、家庭学習の手引書を各家庭に配布をしま

す。

これからも学校と家庭が連携をし、家庭学習と基本的な生活習慣の定着を図り、学力の向上に努める必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

それですね、学力向上にはこれからもう一步踏み込んだ取り組みというのが、行政にも必要じゃないかなと思っております。

以前から取り組んでおる放課後子ども教室。それなども、1 時間か 2 時間やったかね、しっかりと加力学習や宿題の取り組みとかやってくれております。

僕が言いたいのは、そういう所にまず、せっかく黒潮町には大方高校という高校もあります。高校の学生なんかを来ていただいて、中学校、小学校の子どもたちと一緒に、教えながら勉強ができないかなという気持ちがあります。

実際のところ、夏休みなんかはその放課後子ども教室の取り組みで、大方高校の生徒さんが来てくれているという実態もあります。それを、できたら通常、夏休みじゃなしに普通の日にも 30 分でも 1 時間でも、大方高校の生徒たちを来ていただいて、子どもたちと一緒に学習するという場をぜひともつくっていただきたいと思っておりますけども。

そういう考えはありませんでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

ご指摘のありました、大方高校の生徒による児童生徒への学習の指導の件でございますけれども。

小学校については実施をしておりますけれども、大方中学校におきましては 3 年ほど前から、大体中学 3 年生が受験期を迎える 10 月ぐらいから高校受験ぐらいまでの間、約半年ぐらい、大方高校の生徒 2、3 名に来ていただいて中学生に勉強を教えていただいているという取り組みを進めておりまして、本年度も、大方中学校におきましてはその予定で進めております。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

10 月ごろから受験までは来ていただいておりますということですけども。

やはりもっと早く、中学校だけでなしに、小学校でもできたらいいなと思っております。

それで、やはりこの学びの場というものを提供していただくことが一番大事じゃないかなと思っております。せっかくですね、佐賀地域には佐賀の町民館、児童館が入っております。で、大方地域には童夢館という、子どもの施設もあります。そういったものを利用して、本当に 1 時間でいいです。加力学習をする場というものを行政が提供するという場が要ると思うんです。まあぶっちゃけた話、前から僕が言っております自治体が塾を開くじゃないですけども、そういった近いようなものはできんかなと。せっかくある施設ですので、どうかこれを利用して、ほんとにできないかなと前から思ってるんですけども。

そこらへん、全く考えてないでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

放課後子ども教室につきましては町内4カ所で実施をしておりますけれども、授業をお願いをしております団体につきましては、子どもたちに学びの時間、それをぜひ実施をしてもらいたいということを常々お願いをしております。

特に宿題のサポート等はやっていただいているようでございますけれども、直接的に少し指導といいましようか、加力的な指導もお願いをしたいところでございますけれども、なかなかそういう指導経験がある方が実際問題、組織にいらっしやらないということがございまして。できるだけ、そういう人を手当てをしていただく中で実施をしたいと思っております。

今後、これからも相手の方と協議をしながら、その部分充実できるように方策を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ぜひともですね、前向きに検討していただきたいと思っております。

それで、この学力テストは何ととっても子どもの評価じゃないんだということを、もう一回頭に入れておきたいなと思っております。やはり、これは大人の評価だ。地域の評価、それで学校の評価もあります、もちろん。で、自治体の評価でもあると思うんです。そこらへんをもう一回、保護者の方にもう一回しっかりと連絡をして、日々、学力の向上に努めていってほしいなと思っております。

2番目の問題に移ります。公立高校の地域人材育成についてというふうなことを質問致します。

これは今年の8月2日に高知新聞の方にも、皆さん見ていると思うがですけども、公立高校において自治体、企業と連携し、地域を支えていく人材育成するモデル事業が来年度より始まりますというようなことです。

それで、まだ来年度のことですので、まだはっきり分かってないと思うがです。しかし、それをしっかりと受け止めて、手を挙げてもらうように、自治体が大方高校の方に行ってもらいたいと思っておりますけども。

まず、この取り組みをどうとらえているかということ、行政の方、よろしく申し上げます。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは澳本議員の、公立高校を核とした地域人材の育成についてのご質問にお答えします。

ご指摘いただきましたように、先ごろ発表されました文部科学省の来年度予算案によりますと、来年度から各地の公立高校を核に地元自治体や企業などと連携し、地域振興に関する実践的な事業を展開することで、進学や就職時の地元離れを食い止め、東京一極集中の是正につなげるため地域を支えていく人材を育成するモデル事業を概算要求に盛り込んだとの報道がございました。

具体的には、通常の教科に加え、特別な授業を実施。自治体、企業やNPO法人、大学などが協力し、商店街の活性化、観光資源の活用、高齢化で増大する介護ニーズへの対応など、現実社会のさまざまな課題を生徒たちに掲示し、自ら考え行動し、解決していく力を身に付けさせるというものです。

今回、文科省が想定しております地域のさまざまな課題を生徒たちに提示し、生徒自らが考え、提案、行動し、解決していくという授業モデルは、平成17年に大方高校が開校して以来、同校が実施されております自立創造型地域課題解決学習そのものでございまして。既にこれまでも、役場の各部署、ならびに町内の民間企業や商店の皆さまから毎年度生徒たちに地域の課題を提示し、その方々のご協力の下、課題解決策を提案する授業が実施されてきたところです。

今回はモデル事業ではありますが、文科省が地域人材の育成に視点を置いた新たな事業形態を提案したことは、地方創生の視点から産学官協働で地元へ貢献する人材を育成するという点においても、これまでに取りまとめた教育政策大綱において自立、創造、貢献に加え継承を盛り込み、方向性を明確にし、地域に根ざした学びを通じて、ふるさとへの愛着と誇り、貢献意識を育成する、ふるさと・キャリア教育をスタートした当町におきましての取り組みについても大きな後押しになると考えております。

なお、当町の取り組みと大方高校の取り組み、連携につきましては、去る1月24日に開催されました高等学校再編計画に係る教育委員会協議会の幡多地区内の各学校に対するヒアリングの場でも、同様の趣旨を申し上げてきたところです。

今後、大方高校と当町の進める、ふるさと・キャリア教育の連結、連携。現在取り組んでおります自立創造型地域課題解決学習のレベル向上のための一層の連携強化をはじめ、防災、スポーツ等、幅広い分野において大方高校との関係強化に努めます。

なお、文科省がモデル対象校として、人口減に悩む地域を中心に、全国から10校から20校程度の公募選定を想定しているようです。大方高校のご意向もございまして、モデル事業が正式に始まると決まれば、これまでの同校の取り組みをさらに強化できるものと思いますので、高校と連携して、選定に向けた検討を今後行っていきたいと思います。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

本当にですね、これへもしも大方高校が手を挙げて選定してくれれば、本当に最高の事業じゃないかなと思います。

年間4億円ですかね、ほんとにばかにならんような事業でして。特にうちの場合、スポーツツーリズムの振興や、そして、何ととってもこの防災関係。「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮町も開催し、そして世界的に土佐黒潮町が有名になりました。そういうことを軸に、もっともっとこの黒潮町をアピールし、子どもたちに何ととってもこの黒潮町を愛して、一人でも残っていつてもらうような取り組み。これが何ととっても重要ですので、ぜひとも大方高校の方には手を挙げてくれるように、町長の方からも、また教育長の方からも、ぜひともアピールをよろしくお願いを致します。

来年の事業ですので、あんまり訳の分からん質問しても駄目ですので、次に移ります。

3問目です。部落差別解消推進法についてです。

この推進法が施行されて、もう2年になります。しかし、その中に、文面にあるようにほんとに部落の実態調査はいつになったらやるのかなというのが、部落の皆さんの思いでして。

これはまず、多分、国の方から何も言ってきてないと思うんですけども、まずこれはどういうふうな、今現在、状況になっているのかということをお願い致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは澳本議員ご質問の部落差別解消推進法について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、平成28年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が公布施行され、12月で2年を迎えようとしております。

この法律は、第1条で、現在もなお部落差別が存在すると明記し、日本国憲法の理念にのっとり部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であるとした上で、部落差別の解消に関し基本理念を定め、ならびに国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより部落差別の解消を推進し、もって、部落差別のない社会を実現することを目的とするとしております。

ご質問は、この法律の第6条に規定する、部落差別の実態に係る調査に関してのことだと理解をしておるところでございます。

昨年、平成29年2月1日付で、法務省人権擁護局から市町村人権擁護チーム担当課あてに、同和問題についての調査に関する照会についてと題する文書が本町にも届いております。

その内容を読み上げますと、平成28年12月16日に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたところ、同法第6条において、国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うものとするとして規定されたことを踏まえ、現在、当局において、同条に規定する調査の内容や司法等を検討しておりますが、その検討に当たって、地方公共団体において過去に実施した同和問題についての調査の資料を参考として収集したいと考えています。とした上で、貴団体において平成19年度以降に実施した同和問題についての調査の実施の有無、および該当する調査がある場合には、当該調査の結果報告書の公表の有無を記載するとともに、当該報告書の写し等の資料を添付の上、平成29年2月24日までにメールにて開報していただきたいと、そういった文章でございました。

もちろん、このことに対する回答は、本町は期限までにメールにて開報してございます。しかしながら、現時点では、国から部落差別の実態に係る調査を行う旨の通知等はまだございません。

高知地方法務局人権擁護課に問い合わせを致しましたところ、市町村からの報告を本省に挙げており、まだ本省で検討をしている状況にあるとのことでございます。

今後も、高知地方法務局に状況についての問い合わせを行う予定でございますが、もう少しお待ちいただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

もう少し待ってくれと。

ほんで、過去の調査を参考にといいことですよ。何かこう、言いようことが分からんがですけども。

僕が思うがはですね、もうほんまに国の動向を待てないと思っております。まあ、予算面とか財源のこともあるかもしれませんけども。

ちょうど当町の場合、今年度からですかね、住宅の建て替えの件で部落の中に入って、その部落の人たちの

意見を聞くというふうな取り組みもあると思います。そのときに町民館の職員に同じように回っていただいて、今の部落の実態、そして部落が抱えている問題、そういうことらを聞き取り調査できんかなということを提案したいがですけども。

それはできませんか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

澳本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ただ今の、町民館と一緒にというお話でございますが。そのことにつきましては、住宅の担当の方と大方の町民館なりとが、現在協議を行いながら進めているというように理解をしているところでございます。

今後も、町民館ともども実施をしていくということになろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

それじゃあ、一応そういう考えはあるということでもいいですか。

はい、分かりました。

そういうことで、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと思います。

今、その住宅の関係で回ってくれるということですので、今のその住宅の問題が部落の実態なんだということもしっかりと頭に入れて回ってほしい。何で住宅に入らないかんだったのか。そういうことらもう一度、その町民館の職員の人たちに再確認をしてもらってですね、その部落の実態調査をしっかりと回ってほしい。そういう思いがしています。

ぜひともですね、これを早急に取り組んでいてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。

以上で、僕の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

この際、10時まで休憩します。

休 憩 9時 45分

再 開 10時 00分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、藤本岩義君。

3 番（藤本岩義君）

それでは、議長のお許しを得ましたので質問を致します。

この近年の日本の夏、特に今年の夏は黒潮町でも異常と思われる猛暑続きで、私の地元でも、寒暖計を見ますと36度を超えた日が何日かありました。

私たちの子どものころは、こんな暑さの記録、記憶というのがありませんので、相当暑くなってるのではな

いかなあとは思いますが。

また、総務省の消防庁は7月31日、熱中症の症状で4月30日から7月29日までに救急搬送された人数が全国で5万7,534人になり、昨シーズンの5万2,984人を既に上回ったと発表しておりました。死者は125人だったようです。

東京都の過去5年間の死亡者365人のうち9割、328人が室内での発見されたと記録もあるようです。

そこでお伺いしますが、黒潮町で今年、熱中症の疑いの児童生徒はいましたでしょうか。

また、文部科学省も教室にエアコンの設置を呼び掛けているようですが、小中学校の現状と設置計画はどのようになっているのか、お伺いします。ちなみに文科省の調査では、普通教室49.6パーセント、特別教室34.6パーセントだそうです。

併せて、この暑さ対策はどのようにされてましたのか、お伺いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは藤本議員の、小中学校の冷房について、児童生徒に熱中症の被害はあったか。そして、小中学校の教室のエアコン設置の現状と設置計画にはどのようになっているか、のご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり全国的に猛暑が続いており、去る7月17日に愛知県におきまして、小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故も発生しております。このような事故は黒潮町でも起こり得る可能性があり、各学校においては常に健康観察を行い、児童生徒の健康管理に注意をし取り組んでおります。

その取り組みの結果、平成30年4月からこれまで、熱中症による病院等への搬送は発生をしておりませんが、熱中症を疑う症状で保健室などで休ませた事例は、延べ人数で小学校が7人でございました。

次に、小中学校の教室のエアコン設置の状況についてお答えを致します。

小学校、中学校合わせまして、音楽室や理科室などの特別教室を除く授業を受けるための普通教室が67室ございます。その内訳は、小学校が53室、中学校が14室でございます。

小学校のエアコン設置教室は、8月末時点で5室あり、設置率は9.4パーセントでございますが、今年度、拳ノ川小学校と伊与喜小学校、そして入野小学校で空調設備工事を実施しておりますので、来年3月末現在では25室に追加しまして合計30室となりまして、設置率は56.6パーセントに増加致します。

中学校は、14教室すべてに設置をしておりますので100パーセントです。

今後の計画につきましては、平成31年度に残りの佐賀小学校、上川口小学校、南郷小学校、田ノ口小学校、および三浦小学校の空調設備設置工事の実施を検討致します。事業化に向け取り組みます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

随時、設置はしていただいておりますが、せっかく30年度の予算化されておる分がまだできちゃらんというがは知りませんでした。まあ9.4パーセントだったと。今年中には56パーセントですかね、なるようですけども。

やはり今から先はあまり、暑さは感じません。寒さの分はあるにしても、できるだけこの予算化してる指令前着工とかそういう方法もあろうかと思いますが。暑いときにやっぱり涼しいものを出すという、食べ物でも

そうですけど。今ごろ冷たいものが出てくると、ちょっとおいしくないかなと思うと一緒に、できるだけ早くしてほしいなと思うがです。今さら言うても間に合いませんので、できるだけ急いで付けていただきたいと思えますし。

それから、先ほどの話では31年度に残りの分を、普通教室についてはやっていただけるということで。これもですね、5校ですかね、工事、31年度やるようなんですけども、その設備工事はいつになるかながです。年度が始まってすぐにでも、やはり予算の調整もしながら、補助もらいようであればその指令前着工なども早めにやっていく方が効果が上がってくることは間違いないわけで、暑いときになるまでにやる。特に雨季とか、そういう湿気のあるときも早めにやると。特に雨季などはかびも出たりいろいろしますので、保育所の施設らも佐賀保育所はかびだらけで何か大変だったようなんですけども、まあ今は収まっておるようですが。

やはり空調の施設というのはですね、今からの施設にはやはり必要になってきますので、できるだけ。せっかく予算化されておれば、その付近も手だてをしていただいて早めにできないかなと思えますが、31年度はいつごろ工事になるようですかね。

それから、普通教室の分については、今子どもたちが入っておる普通教室についてのみやられておると思うんですが、まあ、それはそれで予算的な面もありますのでいいと思うんですが。ある一定、その授業に使う特別室、図書室は全部入っておると思ってます。しかし、音楽室とか理科室とか家庭科室っていうんですかね、あと、PC教室は多分入ってると思うんですけど。パソコンの方は湿気とかそういうのも嫌いますので、多分はめてると思うんですが。特別教室もですね、やはり随時はめていかんと。極端に言えばですよ、涼しいところでやりよったら普通教室で快適な環境におって、次に音楽教室へ行って太鼓たたいたり笛を吹いたりしよったら、当然汗ばたになります。また普通教室へ戻ってきたときですね、非常に体がその適用するには時間もかかると思うんですけど。子どもたちの健康の上から考えても、あんまりよろしくはないがです。従前はそんなことせいで、そのまま私らの時分はいきよったんですけど、今はその暑さが違いますので、その付近の管理をせないかんと思うんですが。

先ほど質問させてもらいましたけど、この暑さ対策をどのようにしたかというがはちょっと答弁漏れだったと思えますので、それも併せてお伺いします。

それからもう一つは、避難施設と指定されちゅう体育館があると思うんです。そうした場合には、この間の中国地方の水害のとき、体育館に避難された。しかし、もう体育館の中は人ですので、それから雨季ですので非常に暑く、何ともならないということで、全国の中から涼風扇を何かチャーターしたり、一時借りたりしてしのいだというの聞いております。それでも十分じゃなかったと思えますが。

避難施設になっておるところについては、その付近も考えていくべきではないかなあと。これは防災の方も併せてですけど、どちらが答えていただけるか分かりませんが。涼風扇でもあれば、一時しのぎにはなるかなと。暖房の場合には、南郷小学校かな、あこらにもあったと思うんですが、結構強力な暖房のジェット式のやつらもあったりはしますけども、そういうものがあれば一時しのぎにはなるかなと思うがです。

体育館の中は、通常は使うことはないかも分らんですけど、そういうことも避難施設になっておるところは考えていって。夏場起きんとは限りませんので。

その付近についての今後の見通し等についてお伺いします。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

子どもたちへの暑さ対策の件につきまして、すいません、答弁漏れでございました。

この子どもたちへの暑さ対策につきましては、日常的な取り組みと致しましては、やはりその熱中症の原因の大きなものと致しまして睡眠不足ということが挙げられます。各学校におきましては、早寝、そして早起き、朝ご飯を取るという、生活リズムをまずしっかり付ける。熱中症に負けない体をつくるということが、一番の基本で取り組んでおります。

それから、屋内外にかかわらずこまめな水分補給ということを随時行うように、学校の方は進めてもおります。

また、施設面におきましては、水泳の期間中はプールサイドに遮光のシート、ネットを設置致しましたり、また、今運動会のシーズンでございます。その運動会の練習時期から児童の応援用のテントを設置して、暑さ対策という形の部分をしております。

それから、体育館もやはり朝礼とかで週1回は使っておりますので、風通しを良くして大型扇風機を活用して、体育館内の気温の上昇を抑えるような取り組みもしております。

それで、続きましてご質問にございました、その空調の補助金のことでございます。空調の工事をいつ行うのかという形の部分の見通しでございますが、空調工事に当たりましては、文科省が所管致します公立学校施設整備事業を利用致しまして、大規模改造事業の補助率3分の1を利用して実施をしております。その補助が6月に内示がございますので、それから以降でなければどうしても取り組めないの、早くても7月に入札を行って、そして7月の中ごろから工事着工という形の部分になるような計画で考えております。

それから、特別教室ですね。特別教室へのエアコンを設置につきましてでございますが、町内の小中学校の図書室、音楽室、理科室、家庭科室、パソコン教室などの特別教室の空調の設備の設置状況でございますが。

保健室と図書室と、そしてパソコン室でございますが、議員のおっしゃるとおり、すべての学校に設置を致しております。

音楽室につきましては、入野小学校と大方中学校の2校が設置をしております。

家庭科教室は、上川口小学校のみ設置ということになってます。

理科室は、すべての学校がまだ未設置でございます。

その他、ランチルーム、多目的室など、全特別教室の設置率につきましては、112教室中35室の、31.3パーセントでございます。

議員ご指摘のとおり、普通教室だけでなく特別教室においても設置する必要性はあると感じておりますが、多額の経費を要することですから、まず使用時間の高い普通教室から整備を行ってからというふうに考えておりますので、現時点では特別教室への設置につきまして計画はしておりません。

それから、体育館へのエアコンの設置でございます。体育館への設置につきましては、避難所になるということもございますが、普段にも学校でも使っております。ただし、体育館の空調設備を本格的に実施をすると、約7,000万円から8,000万円の設置工事費が。あと、それから維持経費も必要でございますので、今のところ計画はしておりません。

また、県下的に見ましても、小学校、中学校合わせて315施設ございますが、空調設備が設置されておる体育館はございません。

そういうことで、避難所として使用が必要であるとなりましたら、震災対策として検討する必要もあろうかと思えます。

そして、冷風扇のことでございますが。現在、先ほども申しましたように、朝礼のときなどは大型扇風機を利用して気温の上昇を抑えておりますが、冷風機となりますと、扇風機に比べまして効果も価格も非常に高く

て、また音の静かな教育施設用の特別仕様となりますと、また余計高いということで聞いております。しかし、本格的な空調設備工事に比べて格段には安くできるだろうと思っています。

従いまして、どれだけの冷却効果があるのか。また、結露とかそういうことも発生する可能性もありますので、そういうことなども勘案して検討はしていかなければいけないなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員のご質問にお答え致します。

避難所としての体育館ということでございますけども、今現在、昨年度から避難所に対する環境整備等を進めてまいりました。それに対して県の補助金等を活用して進めてまいりましたが、今現在、実際のところ暑さ対策といったところが今までできてないところでございます。

そうしたところから、先ほど教育次長が答弁しましたように、全体的な空調ということになると多額の費用も掛かります。そうしたところからいくと、どういったものが効果的で、どのような形でやるのがその避難所として快適に過ごしていけるのかといったことはこれから検討していくことだと思っておりますので、全体的な避難所の整備の中で考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

冷風扇の方も考えていただけるということで。

ちょうどね、先ほど話したように、中国地方の水害のときにもものすごく暑いということで、具合が悪なるいう方が結構おられて大変だったようです。

そういうこともありますので、今後、国や県へ要望していくときもですね、夏場の部分をどうするかということも十分研究されて。今すつと言うてもできないことは承知してます。何かのいろんな理由もあるとは思いますが、条件的にそういうところが重なると非常に、せっかく助かった命が失われると。犠牲者を出さないという黒潮町から見れば非常に残念なことです。前もってもし準備できる補助事業とかそういうものが何とかあればやっていただきたいし、そういうのが新しいにできるようにですね、この黒潮町からやっぱり発信していただいたらと思うて、今日、この中にはめてみました。ぜひその付近をお願いします。

それから、31年度のエアコンの設置は6月に内示と。できたら早めに準備しておいて、内示と同時に金額も分かっていると思うので、指令前着工の打ち合わせをしておいて即やっていただくと。少しでも早く。まあ工事費ですので分散してやれば比較的難しくなくですね、1台付けるのに何日もかかるわけじゃありませんので、前もって調査をしておいてやれば早くできますので。せっかく予算をつけて、補助も下りてくるのであればですね、今年のように遅うにならん。まだついちょらんじゃなくてですね、暑いときに使えるようにぜひ対策をしてほしいというのが保護者らも含めての願いだと思いますので、ぜひその対策をお願いします。

それから、特別教室の分ですけども、これは今のところ計画はないということですけども。

官房長官のこの前の新聞発表で学校のエアコンのこの発言があったんですけど、クーラー設置支援は当然じゃと。積極的に進めていくという発言もありまして、多分文科省も心強く思ったがやないかと思いますが。多分次の予算ではある部分、そういう発言がありましたので反映されると思います。

だから、黒潮町としても早めにその計画を作って、何年計画なら何年計画でやるとかいうことを作っていただいて、早めに手を挙げていくと。要望もしていく。先ほどの体育館の冷風扇ではないんですけども、やっぱり先取り勝ちじゃないんですけども、やっぱりこういう計画でいきたいと。それはもう予算がつからたらできませんけど、やっぱり計画的には何年度計画で、これが済んだら次はそういう要望していくという付近は、やっぱり意気込みとして見せていただかないといかんと思います。

それから、暑さ対策の分についてはよく分かりました。いろいろやっておられるようで。ぜひそれは、例年徹底してやっていただかないといきません。

プールもですね、結構30度以上の水の温度になって、逆にプールで泳ぎゆうことが熱中症になるということも最近、従前は考えられなかったようなことが起きております。プールの水も、水泳する前にはちょっと測っていただいて水を注入するとか、そういうこともしていただきたいと思いますが。

特別教室やその付近はどんなでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは藤本議員の再質問にお答え致します。

来年度の空調設備の実施時期を暑いときに使えるように、ということの部分でございます。おっしゃるとおりだと思います。内示が発令されましたらできるだけ早く工事に着工できるようにして、それで、ほんとに暑いときに使えるような形の部分を目指して、関係の機関と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、特別教室への設置計画でございます。ほんとに子どもさんの中には、身体が弱かったり、そしてアトピーの皮膚炎を患っていたりという形の部分で、非常に暑さに対して厳しい状況にあるお子さんも多数いらっしゃいます。

そういうことを考えますと、やはり特別教室にも同じように空調設備は必要であろうと思っております。しかしながら、予算が伴うことでございますので、普通教室をまず実施してから、その後に計画の方を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

まあ、積極的にやっていただいておりますので安心はしましたけど。

普通教室やったからいうて安心するんじゃなくて、31年度は普通教室やるのであれば、翌年には特別教室も要望にいろいろ挙げていくということではできると思うんですよ。いくかいかんかは分かんですよ。

けど、先ほど言ったように官房長官も前向きにそういう発言もしておりますし、それから文科大臣の方もそういう発言もしておりますので、そういう要望が挙がってくることを待っておる部分もあるがじゃないかと思っておりますので。

ぜひその付近は、31年度の普通教室が終わった時点であきらめるんじゃなくて、要望はしていただけますか。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

議員の再質問にお答え致します。

特別教室の要望につきましても、前向きに検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ぜひお願いします。

町長の方にも、その付近をバックアップしていただくようお願いして、この質問を終わります。

次いきます。

6 月議会のときに公表していただきました、平成 30 年 6 月に公表された黒潮町総合戦略、29 ページですかね。それによりますと、現在の農業者に対し支援を行い、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保する。まず、農業者の経営意欲を維持させるため、中山間地域における農業生産活動等を行う農業者等に対し交付金を交付し、経営の維持、安定化に取り込む、とありますが、具体的にどういうことをしていくのか。

中山間では、従前行われておった農業基盤整備の 10 パーセント負担でできていた水路の整備などが、今はその条件とかそういうものもあってできなくなって、特に新しい事業などではできなくなってます。農地耕作条件改善事業等では一定の条件が、後継者とかそういうのがあってですね、担い手がないとできなくなってきましたので。それでは、大きい所の農家の方は比較的助かって 10 パーセントの、この前条例も改正しましたので 10 パーセントでできておるんですが。

中山間の方たちは細々と耕作地が荒れるのを防ぎながら、家庭菜園とは言わんですけど、自分が元気な間は細々とやっついていこうということで努力しておるわけです。そういう方たちの分に 25 パーセントか 50 パーセントの負担というのは、年金生活しゆう方からすると非常に大変なことながですよ。中山間地域の指定を受けてやりゆうところについてはそれを使うにしてもですね、なかなかおっこうなことができないということになってきます。

地域整備でそのできん分を行うということでしたけど、まあそういう負担がある準限界集落とか限界集落ではなかなか難しいですので、寂れる一方だと思います。

その対策は、委員会の方でも発言もさせてもらいましたが、その後対策は考えられておるのか。今すっとはいかんかも分らんですけど、やっぱり地域整備の充実もしながら別の整備事業を構える確率として、もうこれ町単でやるしかないわけですけど。ほかの事業でいろいろ浮いた分というんですかね、実際に要るがを補助事業もろうて浮いた分とかのお金をいろいろ調整していただいて、ささやかにやりゆう農家といいますか、70 歳から 75 歳、我々がちょうど向かっていくような年齢の者が、少しでも荒らさんづくにやっついていこうという思いでやりゆう方たちに報いるためにそういうことを考えてほしいわけです。

限界集落というのは、高知大の教授であった大野晃教授ですかね。それが 1991 年来、概念を提唱したもんですが。65 歳以上の高齢者が集落人口の 50 パーセントを超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活が維持困難な状態にある集落。老人夫婦や独居老人世帯が主といわれています。

黒潮町の現状も把握されておりますでしょうか。

併せてお願いします。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは藤本議員の、総合戦略と中山間対策について具体的な取り組みと農業基盤整備の負担金のご質問に

ついて、通告書に基づきましてお答え致します。

黒潮町総合戦略における農業の振興維持につきましては、5項目に分類して具体的に取り組む内容を記載しています。

その中の一つとして、中山間地域における農地の多面的機能を維持、確保していくために、集落協定に基づく農業生産活動等を行う集落等に支援する中山間地域等直接支払交付金を引き続き活用することにより、農業経営の維持、安定を図っていく考えです。

この協定を、平成29年度は傾斜の緩い区分に取り込むことにより新たに10協定を増やすことができ、多面的機能支払交付金と併せた事業継続により耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地、農業用施設の適切な保全管理に支援を行っていく考えです。

水路等の農業用施設の整備に係る受益者分担金につきましては、平成28年度までは国庫補助事業である農業基盤整備促進事業で行い、事業費の10パーセントを分担金としてきました。この事業は採択要件が比較的柔軟で小規模なものにも対応できていましたが、近年、担い手への農地の集積が求められており、このことを採択要件とした農地耕作条件改善事業が創設され、農業基盤整備促進事業は縮小されている状況です。

農地耕作条件改善事業の採択要件には、おおむね1ヘクタール以上の農地を担い手へ集積すること、事業費が200万円以上であること等があり、黒潮町におきましても農業基盤整備促進事業で整備を計画していた個所について、農地耕作条件改善事業への移行を平成29年度から進めているところですが、担い手の不足等の理由で移行が困難な個所があるのが現状です。

そのため、地区との協議により受益者分担金を事業費の25パーセント頂いて、町単独事業である地域整備事業での実施を予定している個所もあります。

町単独での農業用施設の整備につきましては、地域農業整備事業や災害復旧事業、または地域整備事業で実施していますが、受益者分担金については、いずれの事業も25パーセントから50パーセントを頂くこととしています。

町内では、高齢化による農家の減少や新たな担い手の確保が課題となっており、中山間地域での農家数の減少や耕作放棄地の増加は、他の地域よりも早いスピードで進んでいると推測しております。

また、農業用施設の老朽化が進行し、維持、管理には多額の費用が発生することが想定されており、これらことから一農家当たりの負担が増大することが懸念されます。

今後は、中山間地域等直接支払交付金に係る支援を引き続き行うとともに、農業用施設の整備には農地耕作条件改善事業の活用の拡大を図っていきたいと考えています。

そして、補助対象とならない整備や災害復旧事業における受益者分担金の減額につきましては、農業以外の他産業とのバランス等も考慮しながら、将来にわたって農業用施設の維持ができるよう検討していきたいと考えております。

そして、限界集落で現状でございますが。平成30年7月末の限界集落数が、施設等を除いて18集落、そして、これが3年前の平成27年度は12集落となっておりますので、6集落増加していると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

妙に、すばつと言うてもらったらうんと良かったがですけど、何かこう、もうちつと向こうに伸びそうな気配も感じるような答弁じゃなかったかないうて思うんですが。

今から10年前、教授が限界集落と地域再生という本を出したんですけれども、やはり早よう手だてをせんとです、限界集落の次は消滅集落になるがですよ。その勢いが合併後、特にいろんな経済状況もあってですね、ものすごい勢いで黒潮町進んでおるがですよ。9月1日現在で18集落あるんですかね。そのほかの準限界でも、佐賀16、大方18ありまして、43パーセントの今、限界集落の状況になってきようがです。

このまま放置するとですね、ますますその耕作放棄地出てくるし。先だっても、佐賀の方でも40ミリばあ雨が降ったりしましたが、これが流れていく部分が田んぼ等で、やっぱり自然のダムの効果がありゆうんですよ。水田は。しかし、水田作っていくのにやればやるほど、現在は赤字ながです。しかし、先祖から預かってきた水田を、高齢の方が耕作をしゆうがです。田役とかそういうのもちゃんと出てきていただいてやりゆうがですけど、もうあんまりは続かんと思うがですよ。

特に青線、水路等についてはですね、これ、物そのものは町が現在管理というか、所有権も町になってるんですかね。前は国の財産でしたけども、法定外町共物ですけど。これをやっぱり維持管理してないと、なかなか今後。私の地元でも法人が水田を無償で借りていただいて、そこで耕作放棄地を防いでおりますが、なかなかこの人たちだけでは水路の管理もできないわけで。私たちの集落では日を決めて、年間に3回、田役というのをやって、溝刈りなどもしておるわけです。

その付近をですね、よく現地で見ただければ分かると思うんですが、もうほんとにいつ、もうやめてもおかしい状況なんです。ですから、その上にまだ25パーセントから50パーセントの負担金を出すことが非常にしんどくなってきてるんですね。そういうことをやっぱり考えていただいたときに、やっぱりこの大きな事業でやりゆう10パーセントというのは一つの基準としてやっていただかないと余計大変ではないかなあと、私はつくづく感じようがです。もうこれ、ほんとにごんごん辞めていくと思いますんで耕作放棄地が出てきますし、耕作不便な所については特に草ぼうぼうにすぐになりますので。そこが寂れていくとですね、黒潮町全体がやっぱり寂れるんです。地方が寂れば東京が寂れるいうように、おんなしようにだんだん、黒潮町でも山間部が寂れていけばいくほど人口も減ってきますし、いろいろな面で寂れていきます。

そこを考えたときに、やはり思い切って、今年度は難しいにしても来年はですね、全部の事業を一遍にはできんとは思いますが、本来町が管理していくべき水路ですので。受益は確かに農家にありますけど、普通の分とは違いますよ。やっぱりそれによって地域が活性化しておるわけですので、これは予算化も含めてこの際やっぱり公用していただいて、元気の出るようにはしてほしいがです。

町長、どんなですかね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

課長、結構踏み込んで答弁したかなと自分は思ってたんですけど。もう少し補足と、ちょっと細部に分割して答弁をさせていただければと思います。

ご指摘いただいておりますように、これまでの基盤整備事業でかなり要件が緩やかで拾い上げて、かつ、負担金が少なく実施できていた事業がございました。残念ながら、農水省の意向で新たな条件の改善事業の方に移行して、採択から漏れてしまう案件がどうしても出てまいります。

元の事業で計画していた分につきましては、可能な限りその耕作条件の改善事業の方に移行させていただいたり、あるいは佐賀地区でありますと、高規格幹線道路の関連施設の整備促進事業の方へ移行させていただいたものもございます。

ただ、その中でもさらに、そのどちらにも該当しない案件がございまして、そちらの方を地域整備でという考えでおりますが。地域整備にも、町単な地域整備でも枠ございまして、負担を頂くことになります。

従いまして、少し前事業、農業基盤整備促進事業のときに頂いていた負担の25から50。こちらは公益性が担保できるものが25で、それから、いわゆる個人資産ですね。田畑でありますとか。そういったものについては50パーセントの負担と、新しい事業ではそういうことになっております。

従いまして、この2つのうちのいわゆる田畑のような個人の所有資産については、少し検討するにはちょっと時間がかかると思いますので。こちらよりもまず先に公益性が担保できる部分、こちらの方の減額措置の方を今検討をしているところです。

従いまして、これ条例案件でございまして、議会の方に当然お示しをさせていただいて了としていただくまでなかなか、やりますという答弁がなかなかしづらいので、この場ではそういった答弁になりますけれども。

繰り返しになりますが、その個人の所有資産ではない部分の公益性が担保できる施設についての減額措置の検討を今行っているということになっております。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

いい回答だったと思います。

ぜひそういうふうな、せめて10パーセントぐらいの負担でいけば、従前のことと一緒にです。少しでも中山間、特に山間の延命措置といいますか、消滅集落に進んでいくところにブレーキをちょっちょっかける程度かも分かりませんが。そういうことの取り組みが、そこで農作業されておられる住民の方が、ああ、やっぱり町もちったあ気に掛けてくれようと。今までちょっと、数年来いろんな事業やるにしても津波防災対策の方にいっておるので、できるだけもうお金の方は先に津波対策が大事だということで、まあこらえちゃかないかなあという話も、田役のときの集まりなどでも話しておったわけですので。せめてある一定、めどがついたときにはですね、その付近をぜひ進めたいと思いますし。限界集落のスピードも結構上がってきておりますので、それがちょっとでも遅くなればいかなど。絶対防ぐことは今の状況下ではなかなか、人口も6,800人ぐらいなってきた状況ですので難しいとは思いますが、ブレーキを踏んでいただくというためにはそこに力を注ぐということが大事だと思いますので、ぜひお願い致します。

予算のこともありますので十分検討させていただいて、条例等もありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次へいきます。次のがですけど、河川の土砂のがですが、防災対策について伺います。

まず、1点目は土砂対策です。

過去にも一度、検討するように質問したと思いますが、各集落から要望事項の中でも関係する各河川のたい積土、砂利等の除去の要望が毎年多く出されております。

産業建設厚生常任委員会も幡多土木と現地を視察しましたが、それぞれの河川には相当量のたい積があり、昨今のゲリラ豪雨があればほとんどの河川がはんらんし、冠水等の災害の発生を起すと思います。町も委員会も要望しておりますが、予算の問題等もありなかなか進展がない状況です。

また、そのいろいろな話の中で、残土処理場がないという話も聞かれました。採択の足かせになっておるのではないかとも思います。

少ない予算で効果を上げるためにも、佐賀、大方両地区に残土処理場を町が設置することを積極的に今考えておくべきではないかなと思います。

そして、それができればそのことをバックに、河川のしゅんせつ工事といいますか砂利の取り除きを強く要望していけば、少しでも、今の少ない予算の中でもそういう意気込みを町村が示せば、少しでもそういう砂利の取り除きの工事がはかどっていくのではないかと思います。

6月1日にも、土木部へ正副議長とともに面談に行ったときその話もしましたが、残土処理場が少ないという話もちらっと出ておりました。ですからそういうのも町村が、河川は県の管理がほとんどですので町が予算を組んでどうのこうのは難しいですが、残土処理の分であれば町が何らかの方法で対応していけばできるのではないかなと思います。

いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の3番、防災対策についてのカッコ1、河川の土砂対策として残土処理場を設置できないかについてのご質問にお答えを致します。

町内には、県管理河川、および町管理河川が数多くございまして、主に県河川が本流となり、町河川が支流となって流入している状況でございます。

例年、各地区から河川のたい積土砂の取り除きにつきましては多くの要望がございます。議員ご質問のとおり、たい積土砂の取り除きをスムーズに行うためには残土処理場の確保が重要な要素と考えますが、現在、高知県および町発注の公共工事に伴います残土処理場につきましても大変苦慮している状況でございます。

しかしながら、河川のたい積土砂により水の流れが阻害をされ、河川水位が上昇しますと流下能力が低下をし、水害により農地や道路、および家屋等の浸水が懸念されることから、今後、町内におきまして残土処理場として活用可能な土地について調査を行い、併せて住民の皆さんにご協力を賜り、民地において一定の面積を有し、残土処理場として提供していただける土地がないか等情報提供をお願いするなど、残土処理場の確保に努めてまいりたいと存じます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

一発で回答してもらいましたので、ありがとうございます。

今すっとはできないかも分らないですけど早いうちに、大方地域とか佐賀地域へ1カ所でも2カ所でもいいと思うんです、あればあるほどいいわけですけども。大規模なのが難しければ、そういうことで各地域でお願いしてですね。近くにそういう残土処理があれば工事経費も、砂利を10トンのけるのであれば、もう1トン、11トン。10トンのけるのであれば11トンのけると、同じ経費でのけることになってきますので。そうした方がちょっとでも進んでいくと思いますのでぜひ、その検討していただくということですので早いうちに調査研究をしていただくということは大事かと思います。

それをもってですね、町長の方はまた砂利の取り除きについて強く要望をしていただくということが大事だろうと思います。

いい回答だと思いますので、これで終わります。

次に移ります。

2013年、平成25年9月議会で井戸の調査と活用についての質問をしましたが、答弁としては、災害時の水の確保は井戸水や谷水の活用も必要と考える。自主防災組織にも協力を仰ぎ、調査を協議するということでし

たが、5年たった今、どこまで調査が進み、水確保について対策が取られているのかお伺いします。

災害時の水の確保は大変なことだと思いますが、水道が被災し使用できなくなったときを想定して、地域住民の生活用水を確保するため町内の井戸の調査を行い、協力をいただける方があればリストを作成し、災害に備えるべきではないでしょうか。

災害時の水の確保といえば、思い浮かぶのは飲料水だと思います。人間は飲料水がないと生き延びることはできません。災害発生時、真っ先に供給するのが水だと思います。

そのときの課長の答弁によりますと、一人1日3リットルの水が要る。2万8,827リットル、9,609人分の備蓄計画をしている、ということでした。そのときに、浄水器の方も2台整備しておるということでした。

また、昨年度の決算を見ても、都市防の方で10台ですか、浄水器具も追加されてきておりますので、飲み水をこれでできますので。要は水が元があれば、そういう機械を使うとその備蓄以外の水も確保できるということになってくると思います。

しかし、現在の生活の中で最も多く使用するのは、水道水の使用目的はですね、トイレや風呂、炊事、洗濯だと思います。先の阪神大震災や東北大震災、先だっの北海道の地震や中国地方の水害でも明らかに水道が止まりますので、飲料水はもとより、トイレ、風呂、洗濯は大変であったと聞いてますし、現在も大変だということで報道されています。

町は現在、何カ所の井戸が活用できますでしょうか。個人宅の場合は協定書が必要だと思いますので、協定を結びましたでしょうか。

5年前、九州の事例や高知市災害用井戸登録事業実施要綱も示しながら質問したと思いますが、参考にされておりますでしょうか。

その付近についてお伺いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問、3、防災対策について、カッコ2のマル1、井戸の調査、活用についてのご質問にお答え致します。

井戸については、先ほど議員言われましたように町内に多数ございます。ただ、個人所有のものがほとんどでございますので、町内全体の調査が現状では行えていないというところでございます。

先ほど言われました協定等についても、そういった状況から結べておりません。

ただ、昨年度実施しました避難所の環境整備事業の中で、既存の井戸を活用するべく、くみ上げポンプ等を整備した地区が6地区ございます。

災害時におきましては、井戸の活用は大変有効でございます。飲料水については備蓄もしていますけども、生活用水についてはかなりの量が必要となってきます。避難所、避難場所の公衆衛生の悪化を防ぐためにも重要な設備だと考えています。

今後については、活用可能な古井戸に関しては、今現在進めている地区防災計画の協議の中で整理をして、補助事業等を活用して整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ということは、やってなかったということながですよ。

やはり高知市あたりはその時分からやっていますし、全国でも相当数この調査をして、台帳に載せて、ホームページにも載せておる所があると思います。

当時というか5年前に出たパンフレットですけども、こんなようなもんもですね、災害井戸の推進をとかいうので、九州のこれは、さく井協会。つまり井戸を造る協会のようなんですけども、そこらが出したパンフレットも示しながら話したと思うんですけども。

やはり災害用の水というのは、今課長も言われたように飲み水ばあじやいきませんので、環境を良くしていくためにはもう絶対、洗濯とかそんなものに水が要ります。この間もテレビで、何カ所でもやっておりました。水が来ないので隣の方の、ちようど井戸を持っておったのでそこでくみ上げて洗濯をしゅうとか。風呂も何週間も入らないので、そこでバケツリレーをしながら皆で風呂入るとかいうことをしておりました。

やはり飲み水が一応確保されたとすればですね、次はこういう付近の確保をしなくてはいけない。けれどもなかなか難しいですので、今井戸を使うてない家庭でも、そのまま蓋をして置いてる所があると思うんです。水質の方は分らないですけども、それを協定結んで、井戸水が使えるような方法はできないかなと思うがですよ。

今、私はちょっと分かりませんが、前に聞いたときには打ち込みの井戸というんですかね。打ち込みで10万、20万あれば打ち込めるし、それからガチャポンというんですかね、こうガチャガチャくむポンプです。これは、ネットで見たら安いのが1万円から3、4万くらいであります。その工事費は別ですよ。それぐらいのもんですので、そういうのを設置すれば、邪魔ならないとこへ設置さしていただければ、いざいざときにそこで、協定も結んでおればそこへ行って利用できることがあると思うんです。

その前に、やっぱりどれくらいあるかというのは調査しないとそういう計画もできませんので、対応をやっていただきたいし、2次避難施設の所ではぜひ設置をしていただいて。電動のポンプでもいいと思うんですよ。2時避難所であれば。そこについては電動のポンプを構えておればですね、発電機で十分動くポンプですので、2、300ワットあれば動くポンプがざらです。それをくみ上げればスムーズにいきますので。

ただ、水質の検査、飲み水等に使うたりすると水質の検査も必要だと思うんですけども、洗濯とかその付近に使うのであればそれほど神経質にならなくてもいいし。飲み水に使うのであれば、先だって追加をして買った浄水器を使えば結構水量も確保できますし、飲み水として十分であろうと思います。

私も、今から5、6年前ぐらいですかね、佐賀の役場のすぐ鉄道側のとこにどぶ川があるんですが、どぶ川という排水の川が。その水をくみ上げて、その機械へかけた水を飲んでみましたけど、ほんときれいな水になっておりました。安心して飲める機械を今度も次々と買っていたりしておりますので、有効活用することは大事だとは思いますが。まあ全体的に一番いいのが、風呂、炊事、洗濯です。ほんで、洋服などが汚れたらやはりストレスもたまってきますので。そういう付近のためには、水道水の代わりになるものをやっぱり確保しておるのが重要です。

それと、前回のときも言うたと思うんですけど、高知の会社がそういう災害用の井戸を対策の見本にするよというところだったと思いますが、各町村に1基ずつ、確か寄贈されたことがあると思うんです。で、私の知ってる範囲では、佐賀庁舎であればあのパンダ公園といいますが、アメダスらが置いてる所に1基、それから南郷小学校に1基あると思います。

これは、防災訓練等でもやっぱり活用して。今の子らは水道ひねればジャーで水が出てくると思ってんですけども、そういう活用もあるということを防災教育などでも使っていたらと思うんですけど。あれもあいさにくみ上げよらんと、弁の所が革であって、それで陰圧をやって水を上げますので、そこが朽ち

たりしますと上がらなくなるんですね。で、使っておれば案外、それ長持ちするようですけども。

その付近は考えておられるんですかね。あの時分も、それも活用もいうことと言われておったと思うんですが、どうでしょう。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、昨年度実施した避難所環境整備の中で、避難所で、それぞれの避難所ごとに必要な整備について検討していただきました。

その検討された内容については地区によりさまざまございましたので、その中で水の確保の優先順位の高い所に関してはやはり井戸の整備とか活用について、この事業により対応しているところでございます。

今後におきましても、先ほど言いましたように井戸の有効性については高いというふうに考えてますので、地区の中で考えていく中でさまざまな対策の中のうちで考えていただき、その中で挙げていただいたものに対して町として対応していくといったことが考えられるかなというふうに思っています。

また、先ほど言われました寄贈された井戸の活用でございますけども。確かに、使用していないいろいろな所に故障等も出てきます。そうしたことから訓練等で活用していくということが重要だと思いますので、今後、訓練の中にそういった井戸水の活用とかいったところも考えていけたらと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

先ほど言った、要望がある所で優先的にこれやっていきようということで、そのこともいいことですけど。

町として、やはり水の重要性というのは認識されて思いますので、町がやっぱり率先して、各地域にいざいざときに利用できる所が何個あるかぐらいは把握して、住民に逆にお知らせするというのも大事であろうかなと。それは自主防災組織にお願いしてそういう調査することも、当時そういう話でしたのでそれも結構だと思います。しかし、そのリストをきちっと作った上で、お願いできる所はそういう協定書を結んでですね、災害時にはここへ行ったらあるということをやっぱり知らせてもらうというのも大事です。

それと、2 次避難施設、学校とかにも、過去は拳ノ川とか伊與喜にも井戸が何基かあったがです。炊事場の所とかあいう所にあったがですけど。今、水道ができましたので、それが工事のときに完全に埋められたのか、蓋をされておるのか、ちょっと分かりませんが。あの時分にも話したことですけども、やっぱりそういうのがあれば、それを再利用といいますか調査していただいて。

例えば、私も通うていましたので、拳ノ川小学校ですけども、炊事場の裏側の、校舎の裏側にもありましたし。それから前側に、防火水槽の隣にも、今のバックネットぐらいの近くに1基ありました。伊與喜の方はちょっと、今記憶にないがですけど。各学校はその井戸水を使って、いろんな飲み水やお茶やそんなもん使ってきましたので、結構水量的にはあったのではなかろうかと。当時250、60人おりましたので、それが十分使えてましたのであると思うんです。

そういう所を調査していただいて、特にそういう避難所のところについては再利用できるようなことを考えていただいて、それ以外の各家庭の井戸はできればそういう協定書を結んでいただいて、いざいざときに何カ所か利用できる所があれば安心をするわけですよ。一番活用されたのが井戸水じゃったみたいで、水害に遭う

たときも、北海道の地震も、それから東北の方もそうだったようです。井戸の場合には建物と違って、なかなかその地面と一緒に動く関係で、傷みにくいということもいわれています。

ぜひ、ほいたらその付近は早いうちに調査をしていただいで一覧表を示しながら、住民の方と、その所有者といますか、相談していただいで協定を結ばれる考えはございますか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

先ほど来申し上げますように、町の中でも対策として進めていくところで、今まで命を守る取り組みというのを進めてまいりました。

その中で、水に関しては飲料水の確保をとにかく重点として進めてきましたので、それに関しては議員がおっしゃられたように、ペットボトルの備蓄であったりとか、浄水器等を整備していったところがございます。

先ほど来申し上げますように、井戸の活用については有効だというふうには考えています。ただ、それ以後の対策に関しては、その他対策もございます。そうした対策の中で整理をしながら、どのところをどのような形で整備していくのかといったところを検討していく中で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

調査はそんなに時間かからんと思うし、各地区の自主防にお願いすればですね、ある一定、一覧表というのが先にできると思います。

できたら後は、極端に言えばですよ、自主防等にお願いして、その実態調査も含めてやっていけば。そのところでそのとき要らんかも分かりますけども、水がうんと必要になったときにいろんなところで確保できるというのは大事なことです。

先ほども言いましたように、一時的には飲み水は確保できておるとは思うんですけども、ある避難所では、その飲み水を使うてどうしても洗いたいものがあるて、洗いよって非難を受けた避難されてる方などもおったようです。それは、その人にとって飲み水よりもそれが大事であったということもあったんだろうと思うんですけども、そんなことがないようにですね。それほどお金も要りませんし、やり方によっては比較的早く集計もできると思いますので。

もうあれから5年、何かの漫才師やないですけども、ぜひその付近を調査をしていただくということはできませんか、早いうちに。よそではもう既にそういうことをしてますので。そのときも言いましたように高知市はそういう形で、井戸の登録制度も既に規則も作ってやりゆうわけですので。

一番その防災で頑張っておる黒潮町ですね、そこら付近がまだ遅れておるとすればですよ、忙しいかも分かりますけども、そんなに役が掛かることじゃないかなとは思いますが。

その付近はどうですか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

井戸の調査等に関しては、先ほど言いましたように町の中で進めていくというよりは、自主防災組織の中で考えていただくといったことも必要かと思えます。

そうした中で、地区の中でそれが利用できるということであれば、それも地区の対策としては有意義なものになるかと思えますので、そうしたことを提言していきながら調査できる範囲で考えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ぜひですね、水は大事です。

一番問題なりゆうがは、何遍も言いますけど、この飲み水の次はもう生活用水といえますか、そこがないと結構困っております。そこを、確かに自主防で地元の中で考えていくことも当然大事ですが、町が主体性を持ってやっぱり一覧的に示して、そこへ行けばあるというところをですね。どこの人がどこの避難所へ行くかも分かりません。そういうところも含めて、ぜひ対策をお願いします。

ほんで、町がやっぱり主体になってリストを作っていく。で、町が協定を結んでいく。ほんで、あと活用はですね、それは町がいちいちできませんので、自主防とかそういう形の中でどう運用するかは別ですよ。けど、全体的なリストというのは町がやっぱり作るべきではないかなと思えますので、そのことは頭にはめていただいて検討していただきたいと思えます。

次へいきます。

災害後の通信の確保のために、アマチュア無線の従事者の調査を行うとのことでした。その後、調査をしましたでしょうか。

職員であれば、システム使えばですね、各自のパソコンに集計のできる方法があるがですよ。確か、今もそれ運用されておると思うんですが、いずれもアンケート形式で、例えばそういう従事者免許を持っておられる方、マル、バツで答えれば出てきますので、そういう協力要請をしてリストを作ってください。そのリストを作ってください、できればですね、そのグループで一つの組織みたいなものをつくって協力要請をして、庁舎内での開局や。それから、そのときも併せて言ったんですけど、業務無線、結構業者の方が持ってる場合があります。その付近との災害時の通信の確保のために協力協定をしたらどうか、という話もしたと思うんですが。もうされたかどうかは分らないですけど。

今簡単に、携帯電話や携帯電話の電波を使った IP 電話ですか、それから衛星電話がありますので。衛星電話の場合は、お空が開けておれば通信できますけども。それが全部持ちゅうわけじゃありませんので、いろんな広範囲の情報はめるには通信の確保というのはできるだけ多い方が、正確なことが入れれば多いに越したことはありません。これも経費も掛からないと、そんなに思えます。それほど掛からないと思えますし、できればそういう方法を、そのアンケートで従事者免許を持っておられる方がおったら、そういう方たちでどうしたらいいのかを検討してもらったらどうでしょうかね。

IP 電話や携帯電話は、この間も北海道の所は全く使えなかったと思えますよ。電気消えて、混雑して、まず使えないと思えます。ぜひその付近は、クラシックなやり方なんですけど、この庁舎から針金一本あれば北海道もどこも届きますよ。周波数によたらね。そういうのもあるわけですから、ぜひ検討していただいて。こちらで報告がうまくいけるように検討も重ねたらどうかと。クラシック的な通信確保だとは思いますが、昔じゃったらのろしですか。そこまでは言いませんけど、いろんな通信確保というのはやっぱりしておった方が

いいと思いますが。

どのようになっておるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは藤本議員の一般質問3、防災対策について、カッコ2のマル2、アマチュア無線等の活用対策についてのご質問にお答え致します。

防災対策として準備している、先ほど議員言われました消防無線であったりとかIP無線、既存の情報通信インフラに加えましてアマチュア無線の活用については、有効な手段であると考えております。

アマチュア無線の利用方法としては、町外、県外の被災状況や復旧状況の情報共有として活用できればというふうには思います。県外からの支援物資の搬入に際し、道路状況や、さらに不足している物資の情報を広く伝達し支援者にも呼び掛けるようなケースや、災害対策本部、支部間の連絡ツールとしても優れた部分がございます。その用途を含めると、重要な通信であるというふうには考えております。

ただ、アマチュア無線を活用するためには、本庁舎、佐賀庁舎の屋上にアンテナ、また機器を設置しなければならないこと。また、資格を持った人材が必要ですが、先ほど議員言われましたように職員へのアンケート調査を実施しております。その際に実施した結果、資格を取得している職員は3名、また、10名程度の職員が資格所得の希望とあるといったことが、アンケート調査で確認されております。

そういったところから、アマチュア無線も活用できるように整備についても検討したいというふうには考えていますけれども、これもある一定、他のインフラとの関係性であったりとか、その整理できる部分を整理して検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

非常に少ないですね。もう少しおるかと思ってましたけど、まあ持ってた方は結構、職員で退職されましたので非常に少なくなってきておると思います。

十何名ぐらいおればですね、また研修、講習受けて取得していただいたら。すぐに永久免許ですので、一度取れば書き換えも何もありませんので従事者免許をもらえます。ぜひ、その付近も含めて対応してほしいと思いますし。まあ3、4人おれば、受ける側でおれば問題なくいけますので。

経費的にも、通常の業務無線から比べたらぐっと安いです。筆記も。その付近を検討していただいて、今後の通信の確保ができるだけいろんなものをね、やっていただきたいと思います。

今回の質問にははじめてませんが、上空との、ヘリコプターで来たときに何も連絡ないときにSOSというて書いたり、ミルクが欲しいとか、おむつが欲しいとかいうことを大きな字で書いておったんですけども。あの付近を、地上サインの方法も県内で検討してほしいというお願いもしました。災害時にはほんとに、今までの文明的に作ってきた通信が全く駄目になる場合がありますので、そういう付近も考えたときに、通信の確保というのうんと大事じゃと思いますので、いろいろな方たちと検討していただいて。

県庁の場合には今、何かもう同じように人数少なくなってきた関係で近くにおる方が来て、非常通信の訓練のときに対応しておると。で、佐川やあちらの方から中継しながらやってくるとか、いろんな方法を使われてやりゆうということを県庁の担当者は話しておりました。

広範囲に、やっぱりこういう通信というのは確保していくということをお願いして、時間はありますけど私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで、藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩します。

休 憩 11時 18分

再 開 13時 00分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、私の方からおわびを申し上げます。

午前中の日程第2の中で、一般質問の順番の変更で宮川徳光議員の氏名を間違ってお呼びしました。

ここであらためまして、名前の訂正とおわびを申し上げます。

宮川議員、すみませんでした。

それでは、一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

先日、高知新聞におきますと、地方議会での行政監視と政策提案が非常にこう、低下をしているというような記事がありました。このことは、この一般質問の場において、私たち議員と執行部がお互いの立場を尊重しながらも積極的に議論を展開してこそ、そのことが生きるものだと思っております。

執行部の皆さんにおきましては、明解な答弁をお願い致します。

それでは、質問に入ります。

1番の、総合戦略・新産業の育成についてでございます。

第1次黒潮町総合振興計画の計画期間が満了したことを踏まえて、新たに黒潮町総合戦略が策定されました。これは本町の政策全般にまたがる総合戦略と、これまで位置付けていた黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を含むもので、産業振興を軸とした創生基本計画に、福祉、教育、防災基本計画の4部門で構成されており、本町の基本的な考え方と、今後5カ年で重点的に取り組む施策となっています。この戦略に沿って町職員が一丸となり、戦略の実行を図ることに期待し、2060年の町の人口6,800人達成を目指すものでもあります。

この戦略の中に、産業振興において大変重要性のある新産業の育成の記述がされていますが、今回はこの点について質問を致します。

第三セクターであります缶詰製作工場と町内の事業所の製品と組み合わせて商品開発をすることで、新たな需要を図り、産業全体の活性化を目指すことが新産業の育成につながっていくこととなっています。これも第三セクターであることから、町にとっては重要な政策の一つかもしれませんが、もう少し幅広く町内の中小事業者などの現況把握や要望を取り入れ、まとめ、それぞれの立場で新商品の開発や販路拡大の存在価値を高め、このことで成果を生み出すことが問われるものでなければならないのではないかと思います。ここに将来性が見えてこそ、振興策としての価値観も高まり、一つの評価に値することにもなります。

このことを踏まえて、新産業の戦略についてどのような見解を持たれているのか、まず初めにお聞き致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の1、総合戦略・新産業の育成についてのカッコ1、新産業の育成についての戦略のご質問にお答えを致します。

新産業の育成につきましては黒潮町総合戦略の中で、本町の新たな強みである防災と、恵まれた地域産品を活用した新たな産業として、缶詰製品の開発、育成に取り組む第三セクターを町が主体的に外商戦略に打って出るための基幹的な企業へと育成する必要がある。自社の商品だけでなく、町内外の産品との組み合わせによる商品開発などにより、売り上げの増加に努め、直接および間接的に雇用の場の拡大につなげると位置付けております。

具体には1として、工場移転に向けたサポート。

現在の地域特産品処理加工施設は四国横断自動車道の建設予定地に位置しており、今後、代替地を確保の上で移転計画を進める必要がございます。施設管理者である本町としても、会社の経営に支障なく円滑に移転手続きが進むようなサポートを講じてまいります。

2、内需拡大として。

単なる防災商品としての缶詰ではなく、黒潮町の農水産物や黒糖、天日塩といった加工品など、地域産品を活用した商品を開発、提供することで、町内生産者にとっての新たな需要となり、産業全体の活性化につなげてまいります。

また、さらなる販路を開拓すべく、他の町内や県内産品との組み合わせによる新たな商品開発を進めることで売り上げの増加に努め、直接および間接雇用の増加を図ってまいります。

3、事業展開、経営として。

外部専門家等を活用した缶詰工場の従業員教育を通じた組織育成および生産環境の改善等を行い、品質管理体制の強化を図ってまいります。

また、大量取引や高度な品質管理といった業務遂行能力に長け、組織の中核を担える人材を外部から獲得することも視野に入れ、組織の外商、生産能力の強化を図ってまいります。

そのほか、高い衛生レベルと品質管理能力を有する製造設備を整備し、製品の安全性を高めることで、信頼の確保、外商力強化を図ってまいります。

以上が、総合戦略における新産業の育成の内容でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

室長の方から総論的な答弁をいただきましたが、それではちょっと中身に入らせていただきたいと思います。

この総合戦略は、本年6月末日までの2カ年にわたり総務省から赴任していた北岸参事を筆頭にして、各政策について担当課との長時間にわたる協議を重ねた結果のものであり、また担当職員が主体性を持って将来の黒潮をイメージしたものになっているとの話を聞いております。

少し方向性を変えて質問を致しますが、本来、私たち議員は一般質問の場において、第三セクターである株式会社黒潮缶詰製作所の業務についての質問は、町とは別個の存在であるために内容によってはできないことになっていきます。このために、毎年、当社の決算報告書が提出されて、説明も受けております。

しかしながら、今回の総合戦略の中には、当社を基軸にした新産業の育成について書かれた部分があります。この缶詰製作工場の計画を見ますと、平成26年度実績を基準として平成31年度の目標数値の設定がされ

ています。

1 つには、新規雇用者、社員 5 人から 1 人増の計 6 人。

2 つ目に、新規雇用者、パート従業員、12 人を 3 人以上の増。

3 つ目に、売上高 1,350 万円を 1 億へ。

4 つ目に、地域資源を活用した商品開発数 10 品目以上となっております。

防災への取り組みと、恵まれた地域産品を活用した新たな産業として、缶詰製品の開発、育成には、社員、従業員のたゆまない努力により一定の成果を上げていますが、これまでの事業報告書を参考に見ると、平成 31 年度末の売り上げ高 1 億円は可能な数字と思われるかということでもあります。

売上高を年度別に見てみますと、平成 26 年度、先ほども言いましたように 1,350 万円、平成 27 年度 3,740 万円、平成 28 年度 6,840 万円、平成 29 年度 6,850 万円となっており、平成 28 年、29 年度はほぼ同額であります。平成 28 年度の事業報告書では、創業以来初めて、ほぼフル活動で通年営業をした結果の数字となっているとのことでありました。

平成 28、29 年度がほぼ同額の 6,850 万程度であることから、これ以上の生産性が望めるものなのか不安を持ったことから、平成 31 年度末の売上高 1 億円の算定方法と申しますか、この数字が可能な数字と思われるのか、その点についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

戦略に書かせていただいている目標値は 31 年度までの目標値になっておりまして、おおむね到達可能であると認識をしております。

31 年度でするので決算期があと 2 回あるんですけども、前期の決算につきましては 6 月議会に提出をさせていただいております、今期の経営収支の見通しですけども、上半期、特に第 1 四半期の前年度比が 150 パーセント強ということになりまして、順調な滑り出しをしてるのではないかなと思っております、31 年度の人員確保ならびに商品開発数、それから売上高の中間地点、平成 30 年度決算としては到達可能な目標であると考えております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

町長から、到達可能な目的数値であるということ。今年は昨年度に比較して 150 パーセントの伸びになっているという答弁をいただきましたので、心強く次に移ります。

先ほども申し上げたとおり、単なる防災商品としての缶詰ではなく、町内の農産物や天日塩などの加工品を活用した商品づくりにより産業全体の活性化につなげることが強調をされていますが、平成 29 年度決算報告では原料仕入れ額は 3,062 万円に対して、町内の取引額は 336 万円と全体の 11 パーセントを占めていますが、この数字を高めていくことが、初めて地元生産者への波及効果となり、町の産業全体の振興策として期待が持たれます。

今後において、町内の加工品などを活用した商品づくりや販路拡大に期待できるものがあるのか、この見通しについて質問を致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

町内原料調達の中の町内調達の率は中島議員からご指摘いただいたとおりでございまして、以下、県内に広げますと、もう少しパーセンテージが上がります。

それから、どうしてもですね、町内産品が使えないケースというのがあります。現在、缶詰製作所でも●、多分3割ぐらいOEMの受注が、売上げの割合を占めておられると思うんですけども、そこに原料持ち込みの商品がございまして。そちらについては、少しコントロールができないところということになっておりまして、そういう制約がありながらも町内調達率は高めていきたいと思っております。

それから、もう1点ご指摘いただきました販路の拡大。

こちらは総合戦略の中でのですね、今ご指摘いただいた新産業という項目の次に記載がされていまして、そこにも第三セクターという固有名詞を記載をさせていただいてるところです。

人口減少社会になってきてまして、この地域の経済圏をターゲットにしていた小売りの厳しさというのは、今後その厳しさを増してくるというはご承知いただいているところだと思います。その縮む経済のパイをですね、何とか維持していかないと、その売上げの確保をしていかないと、どうしてもマーケットを外に設定する必要がございまして。それをやる、どこかの主要機能が必要であるという認識に立って設立したのがこの第三セクターでありまして、決して缶詰だけを売っていればいいのか、缶詰だけを作っていればいいのかということではございませんというの、これまでの議会でも申し上げてきたところです。

外のマーケットを取りに行くには、どうしても知識も必要ですし、経験も必要ですし、ノウハウも必要です。素晴らしいものがあるからマッチングをして、そのまま外のマーケットで売っていくことができると、そういう簡単なことにはなってございまして、それ相応の知識、経験が必要です。それを有する人材の育成を、とにかく黒潮町として急がなければ、今、疲弊していく地域経済を少しでもカバーするための、外に向けた、打って出る、いわゆる外商ですね。この外商戦略をしっかりと担っていただける人材。これが町内の業者にも必要ですし、黒潮町役場にも必要です。

従いまして、この第三セクターに関与してきた、主に、主要業務として関与してきた職員、現在うちの職員では3名ございますけれども。それなりといいますか、かなり高度な知識と、それからノウハウを身に付けたと自負をしております。

従いまして、もう少し時間はかかるかも分かりませんが、そのノウハウをいかに地域の事業者の皆さんの商品に還元していくか。つまり、地域の事業者がお持ちである商品をいかに、できれば大消費地のマーケットにつないでいくのか。こういったことはこれからのテーマでございまして、全く今まで例がないということではございませんが、これからそっちの方にかなり力を入れていきたいと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

このまま外商戦略に力を入れていきたい。職員も3名ぐらい、●な方も経験された方おりますので、いろいろとそういう部分であらゆる展開をしていただいて、この缶詰工場の発展性を期待しております。

最後になりますけど、平成24年度にですね、町単独で産業振興推進事業の要綱を作り、その結果、平成24年から29年度で利用件数30件、事業ベースで1,454万円、補助金で1,104万円の実績を残しています。この事業によりまして、商品の企画開発や加工販売拡大、生産から販売段階までの取り組みが行われてきました。

また、今年度からは事業の生産性向上を図るため、新分野の事業実施による機械類等の購入を補助対象としたところであります。

大変喜ばしいことではありますが、事業対象枠や補助金限度額。なかなかこう利用する方が増えまして、今回、補正予算も計上されていると思います。いろんな分野から見たときですね、この部分なんかをもうちょっと拡大して、この新産業育成の部分に何とかこう結び付けることができないかという方向性を見いだしてほしいと思うところですが。

その点、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

ご指摘いただきましたとおり、今議会におきましても補正の提案をさせていただいてるところです。

それから、本年度からは対象要件の拡大を行いまして、実施を、運用をかけているところです。

一番当初に進めていたところからですね、運用の、ちょっと形態を変えまして、黒潮町の中小企業等の支援会議というのがございますけれども。県の2つの制度融資をご利用いただいた上でご申告いただくと、保証料と、それからものによっては、

産業振興の制度融資を受けられて、かつ経営支援会議の中で了とされたときには利子補給も行うという制度を新たに作らせていただきました。その会議の中には金融機関等々も入っていただいております、そことにかくに事業者を結び付けるのかということが、自分は大きなテーマだと思っております。

その会議の中で、この産業推進の総合補助金。うちの町単の分の総合補助金。これの審査もして運用をさせていただいております、その場面でも、さらに金融機関としっかりとおつなぎをさせていただくと。これがまず第一の目的です。

そして、もう一つはですね、自分たちの窓口にしに来ないような情報ではなくて、支援会議を開催することで支援会議の構成メンバーである金融機関の方へ、例えばどういった融資の申し込みがあるのかとかですね、町内事業者のニーズはどこにあるのかということが、今まで以上に情報収集ができるようになっていきます。

従いまして、そういった情報を全部ひっくるめて、この自分たちが打っている補助金の在り方、あるいは要件、あるいは対象、こういったものを町内の事業者さんが一番使いやすい形にしていく。つまり、ニーズとマッチングしていくということです。

この作業は間断なく行うようになっておりまして、また本年度開催されました会議の中で、そういった町内事業者のニーズが相当数拾えますと、それに分析を掛けさせていただき、かつ現在、高知大学にお願いをしております全事業所の調査結果が出てまいりますので、それらをすべて踏まえた上で新たに制度をどう運用していくのかの検討をさせていただきたいと、そのように思っています。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

それでは続きまして、2番の防災対策について質問を致します。

南海トラフ地震対策の中で、緊急時に避難することで一人一人の命を守るという政策において、町内には津波避難タワー6基が完成するとともに避難道の整備も急ピッチで取り組み、今年度中には全路線が完成する見込みとなっています。

しかしながら、近ごろ住民の方からは、実際に地震が発生して津波が起きた場合には津波避難タワーにすぐ逃げて、津波が収まった数日後に避難タワーから降りることができるのかどうか心配する声もよく聞かれます。このことは町の方でも把握しているようですが、今回、佐賀地区の津波避難タワーを例として質問致しますが、このタワーの設計業者の説明によると、本体部分は想定している水圧等に耐えることができる設計になっているが、階段やスロープなどは想定している水圧等に耐えることができるかどうか不確定要素もあって、結果として地域の中では不安を持たれている方がおられることになっております。

というのも、地域や周辺の状態から判断するのは、家屋の倒壊はもちろん、目の前には佐賀漁港を控えていることもあって、多くの漁船の漂流をはじめとした流木などの障害物を予測しておかなければなりません。このような物体の衝突と、そして避難タワー内に入り込むことで、衝撃も加担されることになります。

これによって階段やスロープが流出した場合を想定して、事前に対応策を取っておくことが必要となりますが、この対応策について質問を致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の一般質問2、防災対策についてカッコ1、津波避難タワーの階段等についてのご質問にお答え致したいと思います。

津波避難タワーにつきましては、黒潮町内に6基建設されております。すべてのタワーに共通する硬度設計の考え方として、建築基準法に基づいた設計を行い、安全性が担保された施設となっております。これに加えて、津波避難タワーにおきましては建築基準法では考慮しない、津波による波圧を考慮した設計を行っておりまして、構造上では浸水深の3倍の静水圧を加えた計算としております。

内閣府によりますと、津波避難ビル等に係るガイドラインでは、堤防や海岸からの距離、また付近の建築物等による軽減を行うことになっておりますが、黒潮町の津波避難タワーについては、すべて3倍の静水圧を与えた設計としており、軽減を加えておりません。そうした厳しい条件を設定した安全な建築物となっているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、階段やスロープなどの付帯構造物につきましては非構造部材であり、地震、津波に対する調査の基準がございません。このため、津波や漂流物の衝突により付帯設備が破損してしまう可能性も考えられます。この可能性を限りなく低くするために、漂流物の躯体本体への衝突を防ぐ緩衝材の設置を施しているところでございます。

しかしながら、階段やスロープが破損する可能性がないわけではございません。破損してしまった場合の対応策としましては、避難フロアへ縄ばしごや垂直式救助袋等の設置が考えられます。ただ、それぞれメリット、デメリットがございます。黒潮町のそれぞれの避難タワーに最も適して、また安全性が担保される設備を今後検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、課長の答弁の中にありましたように、本体の方の安全性の担保というのは私も理解をしております。その付帯設備についてですけども。

この質問につきましては、既に高知県議会2月定例会において、地元選出の下村県議が一問一答の中で質問

をされています。そのときの県の危機管理部長の答弁によると、階段やスロープについては本体ほど丈夫に造られていないものもあるという認識を持っているというような答弁もされております。

今、課長の方からもありましたように、避難された方を安全に避難タワーから降ろす場合の方法として、滑車などで避難者を降ろす設備や、らせん状の袋いいますか、袋内を滑り落ちるような形でその救助袋などもあるようですが、それは立地条件によって幅広い選択肢をしていかなければなりません。

一つの例として、佐賀の津波避難タワーの高さが20メートル以上ある所からこの救出活動のことを考慮して、できるだけ恐怖感をなくし、そして安全性が第一に保たなければなりません。また、設備する場合は固定化するのではなく、どの方向からでも脱出することができる移動式のものを考えることも大切になってくるのではないか。多様にわたる方法が考えられますが、一つには垂直式救助袋の設置などが適しているかもしれません。

既に、香南市では事前に垂直式救助袋の設備がされています。また、県においてもですね、設備や資材を整備するには高知県地域防災対策総合補助金が活用できるようになっているようですので、それぞれの津波避難タワーの設置条件が異なることも考慮されて、今後、自主防災組織の方たちと早急に協議をされて、対応をしていただきたいというのが私の要望でございます。

また再質問、1つさせていただきます。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

中島議員の再質問にお答え致します。

議員言われましたように、高知県議会の方でも同様の質問がされております。

その中でも認識としては、やはり避難タワーに逃げた後の移動方式に関して課題があるというふうにとらえられています。

そうした中、その課題に対してどのようにしていくかといったところによりますと、高知県の方も、先ほど議員がおっしゃられました高知県の地域防災対策総合補助金の活用ということを言われています。黒潮町もできるだけそういった補助金を活用して整備をしていきたいというふうを考えています。

ただ、その方式に関しましては、先ほど言いましたように安全性がどうしても考慮されなくてはならないというふうを考えています。降りる際にけが等があつては、それは非常に危険なことになりますので、そういったことを考えて、その方式については考えていきたいというふうに思っています。

香南市、高知県で設置されています。ただ、高さが7.7メートルと低い施設なので、佐賀タワーのように高い施設になると、それに対してどうなのかといったところも考えられますので、そうしたところを高知県。これに関しては黒潮町だけじゃなくて、高知県内の全体の課題でもあります。そうしたことを考えながら県とも協議し、また津波避難タワーを利用される方の意見も聞きながら、それについて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

前向きな姿勢で、ぜひ早急な取り組みをお願い致しまして、次に2番の佐賀取水堰（ぜき）の放水について質問を致します。

この佐賀取水堰（ぜき）は昭和12年に完成して、家地川堰堤（えんてい）とも言われています。

河川法によると、高さが15メートル以上のものをダムと言い、佐賀取水堰（ぜき）の場合は高さが8メートルのため、ダムとは言わないようです。

四国電力が発電用として取水したものが黒潮町市野々川の佐賀発電所へ送られ、発電に利用するとともに、利用された後は伊与木川に放水をされています。一方では長年にわたり、伊与喜地区や佐賀地区の農業用水や生活用水などに利用されて、なくてはならない水資源にもなっています。

しかしながら、7月上旬に起きた西日本豪雨では記録的な豪雨となり、各地域で河川のはんらんや堤防の決壊による浸水や土砂崩れなどを引き起こし、14府県で210人以上の方の犠牲者の方を出しました。このことから私たちも教訓として、緊急事態での防災対策の在り方というものを考えておかなければなりません。

伊与木川と佐賀取水堰（ぜき）の関連性については、情報を伝える側の行政と、情報を受けて避難行動を起こす側の住民に対して、日ごろから情報提供や共通認識をしておかないと、このことが結果として問われることとなります。

愛媛県の肱川（ひじかわ）上流にある野村ダム。これは西予市ですが。そして、鹿野川ダム。大洲市の緊急時における大量放流問題で、ダム管理者と行政側との見解の相違や、雨量や浸水予測の甘さ、避難者指示の伝え方など、下流の住民に対しての周知の在り方が問題視されているところです。

このことを踏まえて、伊与木川に佐賀取水堰（ぜき）から放水されていることは平常時には何ら問題がありませんが、同じように大雨で大洪水になった場合を想定して、管理者と行政側、地域住民への周知の徹底や避難指示などの体制づくりをしておかなければなりません。

このことから、佐賀取水堰（ぜき）の放水の在り方について質問を致します。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは中島議員の一般質問2、防災対策についてカッコ2、佐賀取水堰（ぜき）の放水についてのご質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、西日本豪雨では愛媛県の肱川（ひじかわ）で予想を超える雨量によりダムが満杯となり、最終的には安全とされる基準の最大6倍を放水し、浸水した下流の住民から操作は適切だったのかと疑問の目を向けられる結果となったと報じられております。

四万十川にある四国電力所有の佐賀取水堰（ぜき）につきましては、佐賀取水堰（ぜき）から黒潮町市野々川にある佐賀発電所に四万十川の水を導水路で送り、発電に利用した後、伊与木川に放流しております。

佐賀発電所の使用量は最大で毎秒12.52トンと決められており、加えて伊与木川の河川はんらん防止のため、伊与木川放水口の上流側に水位計が設置されており、伊与木川の河川の水位が1.8メートルの設定水位になると発電を停止し、伊与木川への放流を停止することが四国電力の社内規則で定められております。

実際の運用方法は、豪雨によって伊与木川の河川の水位が1.5メートルの設定水位になると、水力発電所の遠隔操作をしている高知市の高知系統制御所のアラームが鳴って警告するというようになっております。

この1.5メートルの設定水位を超えた後は、放水口の水位の上昇の状況を監視しながら、2台ある発電機のうち1台をまず停止し、放水口の水位が1.8メートルの設定水位に到達する前に残り1台も停止し、伊与木川への放流を完全に停止する運用とするとお聞きしております。

本年度になって西日本豪雨のあった7月上旬に佐賀発電所では3回発電を停止しております。

具体的には、7月4日午前2時13分、7月7日午前9時15分、7月8日午前9時58分に佐賀発電所の発電所の発電を停止し、伊与木川への放流を完全に停止したとの報告を受けているところでございます。

伊与木川の上分地区に高知県水防情報システムの佐賀観測所の水位計がありますが、伊与木川への放流を停止した直近の観測データを観測しますと、7月4日午前2時20分では河川水位が84センチ、7月7日午前9時20分では河川水位が81センチ、7月8日午前10時では河川水位が92センチと計測されており、伊与木川への放流を完全に停止した時点における上分地区の高知県水防情報システムの佐賀観測所の河川水位はいずれも1メートル以下となつてるところでございます。

伊与木川の水位の上昇による避難に対しての情報発信につきましては、避難判断水位に達すれば、はんらん区域の住民の皆さんに対して屋外スピーカー、告知端末を通じて避難勧告を発令し、避難を促すこととなります。

上分地区の佐賀観測所の避難判断水位は2.6メートル、はんらん危険水位は2.9メートルと定めており、四国電力の行っている伊与木川のはんらん防止のための伊与木川への放流の停止はかなり余裕を持った対応であると認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっと僕の質問の仕方が悪かったかも知れませんが、今のその放水の量と、それから上分地区にあります県の水位観測計の部分と水防情報システムと合体せないかん話ながですけど、まだそこが一緒にこんがらがってきた形でちょっと分かりかねる部分がありますので、大変申し訳ございませんが確認の意味でちょっとお聞きを致します。

今、課長の方からありましたように、伊与木川への放水量は平常時の場合は12.52トンという、毎秒いう考え方でよろしいのか。そしたら、平常時がそうであれば、最大の放流量は毎秒幾らかということが出てくるのではないかと思うんですけど。

そこらあたりちょっと分かるように、ひとつ答弁をお願いしたいんですけど。

あの放水の分について。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

四国電力さんですね、佐賀発電所の使用水量についてのご質問だと思います。これにつきましてはですね、最大で毎秒12.52トンということでございます。

佐賀発電所には2基の発電機がございまして、2基を運営したときの最大水量がですね、最大、毎秒12.52トンということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

そしたら今、地域住民課長からありましたように、最大で12.52トンという認識でよろしいわけですね。今、情報防災課長の方から答弁がありましたけれど、ちょっと復習する意味で質問をさせていただきます。

今、課長の方からですね、その上分地区にある水位観測計。これは県の方が設置をされておまして、この

ときのこの高知県水防情報システム、まあ課長のほうからもありましたが、はんらん危険で2.90ですね。そして、避難判断で2.6メートル。ここから、はんらん注意が2.4メートル。ほか、水防団待機が1.7メートルの水位のときになっていると思うんですが。

そしたらですね、ちょっとその状況によって違いますけど、この水位観測計のがあるときにですね、最大で12.52トンの放水をされたときに、どれぐらいの水位が上がるか、そういうことはちょっと分かりかねますか。

おおよそでも構いませんけど、この川の幅、断面が、結構あそこは広い状況になってるんですが、そこはなかなか分かりませんか。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にご説明をさせていただきたいと思います。

この毎秒12.52トンという水量につきましてはですね、県の河川課に問い合わせを致しますと、今、洪水のときにですね、3年ほど前の洪水のときの毎秒の速度がですね、時速9.15キロだったという数値がございまして、それを電話でお聞きしたところでございますが。秒速にすると2.5メートルということになるわけですが。

例えばというか、市野々川の放水口の下流付近というのは川幅が22メートルでございます。この22メートルで時速9.15キロで流れるとした場合ですね、計算上23センチ程度の河川水位の上昇ということになります。

そしてですね、上分地区の佐賀観測所水位の付近の川幅というのは約30メートルでございます。この30メートルということになりますと、先ほどの時速9.15キロメートルで計算しますと、計算上17センチ程度の河川の水位の上昇が見込まれるということになります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

はい、分かりました。

これ、ただですね、計算上そうかも分かりませんが、これはまあ、あくまでも私が経験したことでございしますので一概には言えません。

なぜ、このことを今回聞くかといいますと、佐賀地域の方はご存じだと思いますが、宮前橋下流にですね、平成14年だったと思いますが、高知県が事業主体となって可動堰（ぜき）。これ約、延長40メートルぐらいの可動堰（ぜき）が設置をされておりました。が、台風や豪雨のときになかなかうまく可動しないことから、これを廃止して、平成20年に上流に人口の導流堤が造られました。

このときに可動堰（ぜき）の上部から30センチに上昇したときにですね、自動的に可動堰（ぜき）は倒伏することになっておりました。可動堰（ぜき）がこういうふうにならなくなって、水がちょろちょろ流れているわけですが。今度そんなに、あまり雨も降ってない状況の中でもですね。例えば、四万十町なんかで結構雨が降れば、必然的に放水量は増えると思いますが。そのときに、この現場から30センチの水位になったときに必然的にこの可動堰（ぜき）はこういうふうにならなくなって、水の流量の調整をするようにしていたんですよ。だから、そんなに佐賀町内が雨が降ってないのに、上流の四万十町なんかで降ればそういうことが起きると思いますけれども。このことを考えていくと、やっぱり伊与木川の水位いいますか、伊与木川の水位の関係そうなるわけですので、この佐賀堰（ぜき）の放水が影響をしているのではないかというような考え方を持っ

たわけです。

今、話がありましたように、あそこの上分地区の水防情報システム、水位の観測所がですね、今の話では延長が30センチ。それで、17センチぐらいしか上がらないという説明がありましたけれども、そういうことを心配して、今回質問をしたところです。

そのことはそのことと置きまして、若干それは食い違いもありますけれども、もう一つここでお聞きを致します。

今回、佐賀取水堰（ぜき）からの放水について質問を致しましたが、日常時には多大な恩恵を受けていますので、そのことには感謝をしています。先ほども申し上げたとおり、この7月上旬の西日本の豪雨、これを教訓に致しましてね。例えば、伊与喜地区、佐賀地区、伊与木川の周辺の地域の点検をもう一度してもらいたいという考え方を持っているわけです。

例えばですね、馬地橋の上流を見たときに、今朝ほども藤本議員の質問にもありましたが、河川への堆積（たいせき）土砂は年々増加しておりまして、その流木などの障害物によって河川がせき止められた場合には、堤防からの越流や決壊することも想定をしておかなければなりません。

これは現地を歩いてみて今回気付いたことですが、地域住民課長もご存じだと思いますが、くろしお鉄道のガード、これは馬地へ行くところです。これ、3メートルのガードになっております。そして、それから50メートルぐらい行ったところに柳原という所にですね、2.5メートルの角のガードがありまして、ここに2カ所あるわけですね。これはですね、平成の初めごろに大洪水になって、あそこに間伐材とか止水板。こう、板を切ったものを積み重ねて、そこから入ってくる水を防ぐ、そういう対策を取っていたと思います。それをしておかなければ、佐賀地域全体が満潮時になった場合とか高潮の場合には佐賀の前のせきまで来ますので、あの佐賀地域の水は伊与木川へ抜けるわけがなしに、どんどん浸水高が高くなっていく状況にありますので。それとともに、この2カ所のガードレールの止水ということを頭の中へはめておかないと、相当な量が来ると思うんです。

こういう準備態勢なんかも点検してですね、こんにちでは1時間に100ミリ、120ミリの豪雨があるというのはあちこちで起きておりますので、そういう対策もひとつお願いしたいと思うわけですが。

あそこ、見たことありますか。

議長（山崎正男君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

そしたら、中島議員の質問にお答えを致します。

先ほど中島議員からございました、あのガードへ向けての止水、板でございますけど、両脇にH鋼ありまして、そこに板を挟んでいくと。私の記憶では確かまだ河川改修が、まだ全部、概成できてないときでございました。多分、水が柳原の方から来るよったというときに閉めていたと思います。

伊与木川の局改が大体平成13年に概成できましたので、それから今の護岸を越流する外水はらんは起きてはおりません。

ただ、今朝ほどの質問にもありましたように、伊与木川へのあの堆積（たいせき）土砂。あれが結構ありますので、昨年も取り除きの方を県の幡多土木事務所に実施してもらいました。

ほんで、あこの河川改修後の河川の流量、毎秒800トンの流量でございますけど。若干、町としましても県にいつも要望するのは、800トンは計画断面の河床のときで800トンですので、今、多少上がっていくと、その分がちょっと流れにくくなるということで要望もしておりますけど。

それで先日のですね、9月の1週間ほど前ですか、9月の9日ぐらいの雨のときにですね、ちょうど現場パトロールに行ったときに、あの付近の水の動きというのは、隣接に大溝の水路がございます。その大溝の水路によって、かなり道路面に流れてくるということがありまして、一時通行止めにした経緯もあるんですけど。議員言われるように、大きな、そこに取水堰（ぜき）ということは今のところあまり考えなくてもいいかなという気がしますけど。

なお、今言われるように、今の雨はどういう、かなりゲリラ的な線状降水帯等の雨も来ますので、そういうものですね、できる限り準備はまた今後していくようにもまた考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

建設課長の方からありましたように、確かに河川改修のこのうんぬんがありましたので、そのことも理解をしております。

昨年度もあの付近の土砂を取っていただいたがですけども、それでも相当、現状から考えた場合、水位は高くなってきていると思います。

行政はですね、ややもすると、あそこら辺り見たときに、生活用水としての大溝などに重点を置いた防災対策は取られています。この2カ所のガードを止水板などで閉め切る対策を取っておかなければですね、先ほども言いましたように、満潮時と重なった場合に佐賀地域全体が浸水したようになって、被害は拡大することになります。

物事が起きて、想定外という言葉で終わらすことがないよう、日ごろから点検を行い、止水板等の設備をしてですね、対策を講じてほしいということ要望致しまして、次の質問に移ります。

3番、土地・森林の管理についてです。

所有者の分からない土地は、全国に2016年の段階で約410万ヘクタールとなっているとも言われています。この面積は四国の約2.2倍にもなります。所有者不明の土地の増加は山林や農地を中心に以前から注目をされてきたところであるが、最近では宅地についても増加傾向にあるようです。背景には相続登記の問題があり、手続きの煩雑さや必要とされる経費面などから登記されていないケースが目立ち、登記しなくても日常生活の上からはそれほど影響はないという考え方もある反面、行政では公共事業の発生においては用地買収と登記事務による所有権移転が第一の条件となっています。

このように、所有者との相続登記において多くの労力と経費を費やさなければならないし、できない場合は事業を中断しなければならないことも起きてくるかもしれません。また、固定資産税の収入額にも少なからず影響することになります。

このような現状を踏まえて、町内の所有者不明土地の把握はされていると思われませんが、宅地、農地、山林などの面積についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の3、土地・森林の管理等についての、所有者不明の土地の増加に伴う固定資産税の実態について、通告書に基づきお答えします。

まず、黒潮町内の土地の現状についてご説明します。

宅地が 2.68 平方キロメートル、農地 14.36 平方キロメートル、山林 82.15 平方キロメートル、その他、雑種地等 34.38 平方キロメートルとなっています。

固定資産の管理につきましては、所有者や納税義務者の方が転出または死亡された場合、本人または家族の方が各種の手続きに見えられます。その際に、固定資産を今後どなたが管理をされるのか、また今後の相続登記の手続き等について説明をし、翌年度以降の納税義務者の特定を行っています。

また、森林所有者については海洋森林課と連携し、国が森林の管理、保全を行っていく上で必要な所有者の把握を目的に、森林法に基づく所有者届出制度の説明も行っているところです。

ご質問の、固定資産税の影響ですが、平成 30 年度の固定資産税の送付につきましては、免税点未満の方を除く 6,171 名の方に納税通知書を送付をしています。そのうち 40 件あまりの方の納税通知書が送付先不明で返送されてきました。その多くは納税義務者の死亡に伴い、相続人が相続人代表手続きを取っているものの、県外に転出し、その後に転出、転居等をされて連絡が取れないものです。この送付先不明者につきましては、地方税法第 20 条の 2 の規定に基づき、公示送達の手続きを行っています。このような送付先不明者については、転出先の市町村に戸籍照会を行いながら納税義務者を特定し再送付をしています。現在 19 名の方が送付先不明となっています。ちなみに、この 19 名の方の課税対象面積は 0.1 平方キロメートルとなっています。

今後も引き続き戸籍調査を行いながら、納税義務者の特定に取り組んでいきます。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

課長の方から詳細にわたって数字の方は説明がありましたが、この質問におきましてちょっと私も後から考えまして。

これは国の方がですね、各地方自治の、各市町村のですね、この不明用地については把握してるので、市町村からそういう調査をした結果のものがある程度こう出た形になっているのではないかという憶測を持ちまして、今回を質問を致しましたが、どうもそういう方向性はないようでございますので、非常にこう無理をさせた質問になりました。

そしたら今後、この固定資産について評価した場合、どれぐらいの金額になるかというような単純な質問をする予定でございましたけども、これは相当、数字の上で違った数字になってくると思います。もっと私の方は大きい部分で見えておりましたので、その点、この場をお借りして謝っておきます。

それで、私が私なりにちょっとこのことを質問したかったのは、こういう結び付きを考えましたので説明をさせていただきます。

今、課長からありましたように、この固定資産税。この部分はですね、平成 29 年度の執行報告書に記載されております土地に至る部分でありまして、固定資産の課税総面積はですね、87.26 平米になりまして、それからその中で非課税の部分が 46.314 あるそうです。それを含めると、133.56 になるんですが。そのうち、この●の面積は 118.59 平方キロメートルでございますので、その段階でも 55 平方キロメートルの差が出てきます。

これも当然出てくるわけで、課税台帳と実測面積の相違。それから、国有林や公共用地等々の関係がありますので、出てくることは分かりますけれども、あまりにも 55 平方キロメートルという数字が大きい数字でございますので、この数字を少なくしていかないと、本来の私のこの質問の所有者不明の土地の明解な形はできないと思います。

その中で私が考えましたのは、それを地籍調査事業の方で見えますと、今現在、黒潮町の地籍調査面積が165.44平方キロメートルになっております。それから、認証済み面積が32.12平方キロメートルで、約20パーセントでございます。ここにですね、認証遅延面積というのを書いておりますが、この中には未認証、まだ認証を得てない部分も、どうもこれ含まれているようでございまして、それを含んだ分で10.6平方キロメートルあらましまして、この地区が17地区で、約6パーセントを示しております。この17地区の2地区について今年認証をしてるようですので、この数値はですね、私は6パーセントと書いておりますけど、4パーセントぐらいになるようでございます。これ、全体から見てもですね、まだ黒潮町の地籍調査をしてない面積は122.72平方キロメートルで、約74パーセントを示しております、この中にですね、認証遅延面積を含めれば、ここが大体80パーセントになってきます。

このことをどうして説明するかといいますと、要するにこの部分のこの地籍調査を進めていかないと、この登記簿や税の課税台帳の面積が実測された面積となりませんので、この部分で格差ができてくるわけです。その縮めることによって固定資産税の増加にもつながると思います。また、一番大事な税の公正が保たれることにもなります。そして、最初にも言いましたように、土地の管理ができることにもなってきます。そういう意味から考えますと、地籍調査の重要性というのが分かるわけです。

これを隣の四万十町に置き換えますと、四万十町は地籍調査面積が474.88平方キロメートル、約、黒潮町の3倍に当たります。そして、認証された面積が383.97平方キロメートルで、約80パーセントです。それで未認証の部分が若干あるようですが、これはすぐに2、3年のうちで終わって、うちのように遅延面積というのはないそうです。

これから見ても、この黒潮は未実施の面積が約80パーセントだけど、四万十町は未実施の面積が約20パーセントの90平方キロメートルになっております。こういうふうにし地籍調査をすることによって、一番最初のこの現地と登記簿や課税台帳、その数値が近づくことによって、正確な数字を導くことになりますので、本当に地籍調査の重要性を訴えるとともに、今、その地籍調査の担当の方は本当に苦勞をされていると思います。

今申し上げたように、この15地区、まだまだ残っておりますので、自らが現地調査をやって、その部分で残った仕事であれば物の流れは分かりますが、以前の担当者の方のやられたその部分が残っておりますので、非常な苦勞をされているのではないかと思います。

今回ですね、今年の当初予算では人的配慮をしていただき、また、今回の補正予算でも人的配慮の予算が組まれております。ぜひ、そういう認識を持たれて、この地籍調査を推進することを要望して、この質問は置きます。

この後にですね、同僚議員がこの地籍調査の遅延について質問をされておりますので、その点で答弁の方をお願いしまして、今回は答弁は求めませんので、その点ひとつよろしくお願いを致します。

それでは続きまして、カッコ2の森林について質問を致します。

来年4月から森林環境税、仮称と、新たな森林経営管理制度が国の方針として打ち出されることとなります。森林所有者自らが管理を行わない場合は、市町村が森林の経営管理を行う権利を取得し、意欲と能力のある林業経営者に再委託できるようになるようです。再委託できない場合は、市町村が自ら森林を管理することができることにもなります。

これらの林業振興においては、今まで以上に市町村の役割、そして独自の力量、作業能力が問われることとなりますが、このことへの対応策について、まず初めにお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは中島議員の、森林環境税と森林管理制度における事業推進に関する質問にお答え致します。

林業の持続的発展と多面的機能の発揮を目的とした森林経営管理法が今年の5月に成立し、それに併せて新しい森林管理システムの運用が平成31年度から開始されます。このシステムを前提として、森林環境税、仮称、および森林環境譲与税が創設されることが決定されております。

県の試算によりますと、この配分につきましては、私有林面積、林業就業者数、そして人口によって配分が決定されます。町への配分につきましては、想定でございますけれども、平成31年度から3年間で約1,100万。以後、徐々に増額され、平成45年以降は約3,600万と予測され、これまで以上に市町村に主体的な取り組みとその責務が課せられているところでございます。

森林経営管理法の主な柱として、森林経営の拡大意欲のない林業者の扱い。

2番としまして、経営管理権の設定と林業経営の持続的可能性の推進。

そして3つ目として、新たに参入する民間事業者への対応。

そして4つ目として、実施体制が不十分な市町村に対する支援策が示されているところでございます。

現在、この森林経営管理システムの円滑な推進に向けて、県の林業事務所の単位の個別ワーキンググループにおいて、現状と課題の把握、そして問題解決策を検討する情報共有がされているところでございます。

平成31年度からは、第一段階として森林所有者の意向把握と所在把握。そして、対象地域の資源調査、境界確定等が予測され、その準備を現在開始しているところでございます。

事業の推進にはマンパワーと専門的な知識が欠かせず、現状を考えたときには、これらの推進体制ではかなり不安がある状態であり、今後、体制強化につきましては検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長の方から全体的な取り組みについて、今、答弁がありました。

先ほどもありましたように、今回の森林環境税、平成36年度からの課税で、年間1,000円。これは国民の皆さんから頂くことになっていますが、これを見越して黒潮の場合を調べて私もみました。

平成31年から33年度まで、課長も言いましたように1,100万円。平成34年から36年までは年間約1,650万円。そして、平成37年から40年までは年間2,200万円。平成41年から44年までが年間約2,750万円となっております。また、平成45年以降は今課長が言いましたように3,600万円が見込まれることになっております。

この環境税は国民一人一人が等しく負担し、国民全体で森林を支える仕組みとして理解を得ることが大事になってくることを考えたとき、先ほども申し上げましたとおり、市町村の役割が重要視されるとともに、長期にわたる事業計画そのものが実効性のあるものにして、事業効果を高めなければなりません。課長も言いましたように、担当課や職員の意識向上が望まれることはもちろん、これからは専門的知識を持った職員の育成が必要になってくると私も思います。

このことへすぐに答えは出ないかと思いますが、その体制づくりというか、そのへんが分かればお答えをお願い致します。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

まず、県サイドにおきましてさまざまな研修がございまして、現在そうした研修会に参加しながら情報収集を図ってるところでございます。そしてまた、一団体、一自治体ではなかなか問題解決になりませんので、幡多地域全体として、先ほど言いましたワーキンググループの中で課題解決とか、これからの取り組みについての議論をしてるところでございます。

何よりも一番大事なところは、やはり林業に長けた職員。そして、それを担う人材の確保等がございますので、今後、関係団体等の協議を重ねながら、そこについてスキルアップを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

補助の対応の部分についてお聞きを致します。

このことは昨年の9月議会の一般質問でも、山間部地域の住環境や台風時の倒木被害を防ぐためにですね、裏山の雑木林伐採などへの助成ができないかという質問を致しましたが、そのときの情報防災課長の答弁では、これらの山林は個人所有で私有地であることから、適正に個人で管理をしてください。これはごもっともな話だと思います。そういう意味でこういう負担をすることは困難ということでありましたが。

今回の森林環境税についてはですね、結構そういう部分の幅広い適用ができることになっていると思われませんが、こういう対応等について、これから先、十分幅広い協議をしていただきたいという考え方を持っていますが、この点についてはどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

まず、森林をお持ちの方々より意向調査が非常に大事だと思います。

町が勝手にその山へ入って、そこを伐採することはできませんので、森林所有者の意向を聞きながら、そしてそこで同意を得られたものが、いわゆる経営管理権限を設定するとかいうことになってきますので、そういうステップを踏みながら施行するとかいうことになろうかと思えます。

一定のそこに行くまでの助走時間が必要と考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

もう一つ聞きます。

間伐材や人材育成、担い手育成の確保。そして、木材利用の促進をはじめとして、公有林の整備や境界の決定も事業対象となっていると思われませんが、山林の地籍調査を計画的にはめて、この分野で事業促進を図っていったらどうかと思うところですが。

その点はどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

山林の境界確定につきましては、いわゆる地籍調査とはまた異なる、いわゆる個人所有の山の境ですね。境を明確にして、いわゆる森林施業ができ得るような調査を。森林施業の立ち位置からの観点からですから、地籍調査とはまた違う境界確定になります。

それは、この森林環境税および環境譲与税を使った活用は可能ということでございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

地籍調査の分とは若干違うと思いますが、固有の財産である山林等を境界確定できればですね、その延長上で地籍調査を実施する場合そのことが活用できると思いますので、そういう部分の協調性を持った今後取り組みをお願い致しまして、この質問を終わります。

それでは続きまして、4の黒潮音頭、仮称の制作について質問を致します。

6月に黒潮町ケーブルテレビで大方民踊クラブ55周年記念発表会が放映をされており、私も楽しく見せていただきました。皆さんが元気で日ごろの練習の成果を發揮し、チームワークの良さと地域の文化活動を持続していくことの大切さを教えられたところです。

このことがありまして自分なりに感じたことでありますが、振り返ってみますと平成18年3月20日に旧佐賀町と旧大方町は合併を致しまして、新しく黒潮町が誕生致しました。12年が過ぎて、ちょっと遅い感じもしますが、合併記念のひとつとして、町内の名所などを織り交ぜ、子どもから高齢者の方まで幅広く歌い踊れることができ、郷土の良さを知り、町民の輪を広げていくためにも、黒潮音頭、仮称を作ることはできないかと思ったところでもあります。

過去の例を調べてみると、当時の佐賀町では、終戦後、昭和25年に町制10周年記念に町民の士気の向上を願って佐賀音頭が作られ、その後、平成2年の町制50周年の記念行事の一環として新佐賀音頭が公開されています。

また、同じように大方町においても、大方音頭と白田川音頭があることも聞きました。

ぜひ、一本化した形で新たな黒潮音頭、仮称を作ることはできないか、このことについて質問を致します。

議長（山崎正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは中島議員の4番、黒潮音頭の制作について、地域の輪と活力を生むために郷土芸能として取り組むことはできないか、のご質問についてお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、音頭は盆踊りや祭りなど、多くの人が集い、歌につられて踊るため、地域の連帯感や郷土への愛着感が高まることは言うまでもありません。現在のところ、町内各地域で踊られている郷土にかかわる音頭は、大方地域では大方音頭、佐賀地域では新佐賀音頭がございますが、そのほかにも古くから各地区で歌い踊り継がれている音頭があります。それらの音頭や民踊は、身ぶり、手ぶり、節回しなど、親から子へ、子から孫へ、または地域の長老から青年へ受け継がれた財産ですので、これからもしっかりと保存し、次世代へ受け継いでいかなければならないと考えております。

しかしながら、近年は少子化により、各地区の集落活動が著しく減退し、郷土芸能の伝承が厳しくなりつつあり、教育委員会と致しましても、各地区の郷土芸能をはじめとする伝統文化の保存に力を入れているところでございます。

従いまして、新たな音頭を制作することも重要だと思いますが、既存の音頭や民踊を次世代へ伝えていくことも重要であると考えますので、総合的に進めるために関係団体の皆様のご意見もお聞きし検討をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

最終的には総合的に関係団体の意見も聞いてという答弁がありました。

今年はずいぶん、残念ながら悪天候のために中止になりましたが、毎年8月15日。これは入野の浜を会場として開催されますシーサイドギャラリー夏をはじめとしますね、今、次長が言いましたように、それぞれの地域で行われる盆踊り大会では新佐賀音頭や大方音頭などが披露されて、子どもから高齢者の方まで楽しく踊られている姿を見かけます。

このように町内で開催されますイベントなどを中心に披露するとともに、また学校教育の場では子どもたちが地域から学び、地域の良さや素晴らしさを知ってもらい、ふるさとに愛着心を持つ教育にも近年積極的に取り組まれています。

この黒潮音頭、仮称を小中学校の運動会の場で披露してもらえば、親近感を持ち、町民の輪が広がり、皆さんが元気をもらうのではないかと。そのことから、ぜひ早い段階で予算化をお願いしたい。いけば、検討をするというようにお話をいただくと、回答をいただけたと思っております。

私は今回、教育長の方へ質問する方がいいか、町長の方に質問する方がいいか、ちょっと迷いました。自分は今回その、ふるさとに愛着心を持つ教育という言葉がありましたので、教育長の方の質問にしておりましたけども。

町長。それほど難しい問題じゃないと思いますが、新佐賀音頭があり、それから大方音頭があり、黒潮音頭がないというのはちょっと寂しいような感じもするのですが、そのあたりどうですかね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

次長が答弁させていただいたとおりでございますけれども、民踊クラブの方からでもですね、直接、同様の要望をいただいております。まず、その対象の方とお話をさせていただきたいと思っております。

すみません。ちょっと浅学な分野でして、どのような形でその新しい音頭が作られていくかということに、ちょっと今答弁できるほどの知識持ち合わせておりませんので、まずはお話し合いからさせていただければと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ぜひ、教育委員会と町の方で、ひとつできるように努力していただくことをお願い致しまして、5のくろ鉄・

入野駅横の花壇等の整備について質問を致します。

くろしお鉄道を利用して入野駅に降りたときに、間伐材を利用した建物で、非常にこう周囲と自然環境がマッチしており、何かこう、安らぎいいですか安定感を感じまして、黒潮のイメージアップにもこの駅はつながっていると思うところです。

ところが、駅前ちょうど、これは入野駅前線だと思いますが。駅を降りて左に折れて、商工会方面へ歩いていけばですね、右側に歩道を拡張した形で、長さ約100メートルに8カ所の花壇が整備をされています。私を知る範囲でこの10年間ぐらいの間にですね、1年に1、2回、おもてなし一斉清掃などのときに、町職員の皆さん、商工会の職員の皆さん、大方ライオンズクラブの方々ですね、周囲の清掃作業が行われていると思いますが、あまりその花壇の手入れはされていなくて、植栽は年々貧弱なものになっているのではないかと思います。

町ではスポーツ合宿、あらゆる大会や観光誘致活動に力を注ぎ、観光客の増加を期待するとともに、実績も残しているところではありますが、おもてなしの面から見てもあまりにもイメージが良くありません。

このこともあって、この花壇の管理部隊はどこなのか。また現在、植栽されている花木は枯れた状態の所もありまして、時季によっては害虫が付くこともあるようです。これらを撤去し、四季折々の花木などを植栽し、観光誘致や環境整備の一環として、黒潮町のイメージアップを図ることができないかということでもあります。

この質問を出しましたら、多分、今週の初めごろだと思うんですが、昨日見ますときれいに草刈りをして整備をされております。これはやっぱり質問をしたかいたが自負してるところですが、このことについて先に質問を致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の、くろ鉄・入野駅横の花壇等の整備についての、まず、長年にわたり放置されている花壇の整備についてのご質問にお答え致します。

ご質問の、くろしお鉄道士佐入野駅から西へ通る町道入野駅前線の約100メートルの花壇については、町道の管理者として、植栽の維持、剪定（せんてい）、および草刈りの管理を行っているところでございます。植栽がなく花壇のみとなっている所につきましては、今後、関係部署と協議を行い、花などを植えることができないか、検討をしてみたいと思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

関係者と検討をしていくということではありますが。

今回この質問を致したのは、こういう状況がある反面、これ商工会前を直進するとですね、多分あれ農道だと思いますが。農道のこの歩道の部分にですね、水路に沿って四季折々の花を植栽し、長年にわたりいつも世話をしてくれている男性の方を見かけることがあるわけですが。この男性の方は、この農道を通う方が少しでも、その四季折々の花などを鑑賞して気持ちの良い一日を送っていただきたいという、その心もこもった部分もあるようです。

この方はボランティアで植栽等の管理をしているわけですが、これから見てもですね、それを対比するわけでもありませんけれども、もう少し行政の立場としてぜひ早い機会に検討されて、あそこが植栽でイメージアップに、一日も早くつなぐことをお願いしておきまして、この質問は終わります。

それと、もう一つ要望を致します。

入野松原周辺には、ふるさと総合センター、体育館、サッカー場、テニスコート、あかつき館、野球場などの公共施設をはじめ、民間運営のネストやガラス工房など、そして津波避難タワーなどがありますが。商工会の付近にこれらの施設への距離や徒歩での時間などの簡易な観光案内板を設置していただければ、くろしお鉄道を利用してくれる観光客や四国遍路八十八ヶ所を巡礼してるお遍路さんのために非常にこう、道案内として活用されると思うんですが。

このあたりの設置、そんなにお金を掛けんでも構わないと思うんですが、できないかということを質問致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の、くろ鉄・入野駅横の花壇等の整備についてのカッコ1のうち、簡易な観光案内板の設置についてのご質問にお答えを致します。

土佐入野駅の観光案内板につきましては、老朽化した看板を平成27年度に多言語対応の案内板に改修したところでございます。ご質問の趣旨は、既存の案内板では不足する情報を表記した案内板の設置についてであろうと推測致します。

観光案内板をはじめとした案内板類につきましては、今年度、表示の統一などの整理を検討することにしておりますので、ご提案の観光案内板につきましても、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

室長の方からありましたように、くろ鉄の入野駅前の横には総合的な立派な看板が本当にできております。今回ですね、そういうものでなしに、もっと身近な。今言いましたように、簡易なもので構いませんので。室長の方は、総合的なものの考え方から今後検討していきたいという答弁がありましたので、そのことに期待致しまして、9月議会の一般質問をこれで終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、2時50分まで休憩します。

休 憩 14時 33分

再 開 14時 50分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

午後一で、議長より私の名前呼び方についておわびを受けまして。

議会運営上のことであれば、と思いながら、廊下での私の冗談交じりの一言がそういうことに結び付いたの

であれば、私の方こそおわび申し上げます。

今回は質問の順番が、当初5番バッターでしたけども、急きよ、長打力を買われてか4番の方へ格上げになりまして、3日間の時間であっても私にはあんまり関係ないかもしれませんが、答弁者の方は3日の時間が大変だったんじゃないかなというふうに思いながら質問させてもらうということになりました。

そういったことがありましたけども、共に住民のためにという同じ立ち位置で質問をしますので、ご答弁をお願い致します。

今回は2問用意させていただいていますが。

まず、1問目の住環境の保全についてということでございますが。

老朽化住宅の撤去につきましては、今年度も予算をつけて計画的に撤去をしている状況でございます。そうした状況の下、以下を問います。

まず、カッコの1番としまして今年度の実施状況と今後の取り組みはとしております。

これは昨年の9月の定例会において浅野議員がこの老朽化住宅の撤去等につきまして問うておりまして。その中で、今年度も500万円の予算を組んで対応しているということでございました。

まず、実施状況と今後の取り組みを問います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の1、住環境の保全についての老朽住宅の撤去のカッコ1、今年度の実施状況と今後の取り組みについてのご質問にお答え致します。

今年度の老朽住宅除去事業の実施状況としましては、黒潮町ホームページにおいて7月2日から、また広報においては7月号に掲載し、当事業のお知らせをさせていただいたところです。

対象となる老朽住宅は、町内にある住宅で、1年以上空き家であること。抵当権、賃借権などが設定されていないこと。老朽度が一定の条件を満たすことなどを条件としております。加えて、対象となる除去工事につきましては、建設業の許可を受けた業者が工事を行うこと。住宅すべてを除去すること。ほかの補助制度を受けていないことなどを条件としております。

補助金額は除去工事費の10分の8で、上限額が100万円でございます。本年度は7月9日月曜日から8月10日金曜日までを受付期間としており、申請件数は21件でございます。申請がありましたすべての住宅について、担当職員4名で戸一戸、老朽度、不良度を確認し、評定項目内容により評点の合計が一定点数100点以上になるもののうち、点数が上位の住宅から交付を決定することと致します。

今後の取り組みとしましては、結果の通知、交付、不交付の通知を9月21日金曜日としており、交付決定通知を受けた申請者は順次住宅の取り壊しを行い、完了後、業者による取り壊し写真などを提出していただき、更地になった現場確認を行いまして補助金の交付となります。なお、予算はすべてが上限額100万円の場合、10戸分1,000万円を計上しております。

また、6年前の平成24年度から除去事業を行っておりまして、年々申し込み件数が増加しているところです。来年度においても、今年度の予算、あるいはそれ以上の予算計上を検討してまいりたいと考えております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今年度の状況で、まあ昨年度よりは申し込みも多いようで、まだ今後も増える予想ということでございませ

た。

私が、この1問目を今回取り上げさせていただきましたのは、今朝ですかね、藤本議員も限界集落とかそういった問題の話もありました。中島議員のときも全国的に所有者不明の土地が増えているとか、その同じ中身だと思いますけども。そういった問題についてちょっと質問をしてみたいなということで、この質問をさせていただくわけですが。

1問、カッコ1につきましては、町のルールにのっとった老朽化住宅の除去ですかね。そういったことを教えていただきましたが、着実に取り組んでいただいているというふうに感じましたので、その下の、次の2問目の方。どちらかといえば、私はこちらの方が先ほど申しました浅野議員の質問で多くの答弁がありましたけども。その折には触れてなくて、私としたらちょっと以前から気になっとった部分ということでカッコ2を質問致します。

ちょっと言葉が適切かどうか分かりませんので、意味合いを考えて答弁していただけたらと思います。

カッコ2としまして、所有者不在、先の中島議員の質問の答弁の中でも、税金の関係で送付先が不明というのが19名ほどおいでるとかというような話がありましたけども。そういった意味合いの老朽化住宅の撤去、また宅地内の支障木等の伐採についての考え方はとしております。宅地そのものの撤去というのは今答弁がありましたように、更地にするということでございますので、支障木等の伐採ということは若干観点が違うかもしれませんが。

カッコ2について答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

通告書に基づきまして、宮川議員の1、住環境の保全についてのカッコ2、所有者不在の老朽住宅の撤去、また住宅内の支障木等の伐採についてのご質問にお答え致します。

所有者が不在である老朽住宅について、老朽住宅除去事業を利用する場合は、相続人代表者や委任を受けた代理人により手続きを行うことができます。この場合、戸籍抄本や委任状の添付が必要となってまいります。

また、敷地内の支障木等伐採については交付要領第1条の目的の中で、老朽住宅の除去を行うものに対し、除去工事に要する経費の一部を補助するとしており、支障木等の伐採については当補助事業の対象外となります。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

はい、どうも。

基本的な考え方がいいですか、その老朽化住宅除去に対する基本的な考えは、重要で不可欠なものと認識しているという、先の答弁のとおりだと思います。

今の答弁でも所有者不在の場合、代理人の承認という言葉がありました。例えばですが、今、町内にそこのお家の老朽住宅の所有者がいなくて、その親せきいいですか、そういった方がよそにおいでる場合の対応。また、全然親せきもないというのはちょっと厳しい話かもしれませんが、もし、そういう方がおいでたときの対応。

それから、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、宅地内の支障木等の伐採というのは老朽化住宅の撤去

とは切り離して、住宅はそのまま住んで空き家になった状態で、地だけがどんどん増えて隣の畑とか隣の家に迷惑が掛かっているといったような状況のときの対応について尋ねたつもりなのですが。

その点、答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

まず、所有者等が町外とか県外におられる場合、また所有者が例えば亡くなっている場合、そういう場合が所有者不在というふうに考えております。その場合は、申請者についてはまず登記事項証明書に所有者として記載されているもの、これが必要になってきます。それを基に、親戚の方とか関係者の方が代理で申請をするということは、その場合はできます。

2番目の、誰もいないというようなことについては、今の状況では申請者がいない場合は申請がちょっとできないというようなことになると思います。

3番目の、空き家に木が植わっていて近隣に迷惑が掛かっているというところにつきましても、実際、空き家調査もしておるようなところですけども。この申請に限らず、やはり空き家については撤去を促進していかなければならないと考えております。そのときにはそういう木が生い茂っているとか、そういうところもやっぱり指導の対象になってくるというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今、再質問した部分をですね、私が住んでいる地区の近所でも、近所になるかどうか分かりませんが。私が住んでいる地区内でも、私が言ったような状況になっている所があるように私には見えますが。

そうした所、子どもさんとかは例えば県外に出られておいでるがですけども。そうした所への対応を地区長なり、地区の人がやることにもちょっとならんというふうに私は感じているところなんです。そういった所へ何らかのなっているか、その支障木についても同じような意味合いで質問してるがですけど。例えば、地区と共同してとかいったような対策もあるかもしれませんけども。

ちょっと地区に、法的にもできんと思うし。地区ではですよ。そういった意味で、町として何らかのその手だてがあるかないかと、そのやる気があるかないかといったところについて答弁願います。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

手だてにつきましても、やはりこちらとしましては空き家の場合、そういう、周りに迷惑等関係している場合は指導していくというようなことになろうかと思えます。

やる気におきましては、やはり例えば私たちが管理している町道に隣接していて、町道に支障を来しているということであれば、地域、区長さんはじめ、関係者と協議の上、町道部分に関係する所については、許可が下りれば伐採というようなことも考えられると思えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと言葉が適切じゃなかったかもしれません。

やる気というような言葉。決して個人のやる気を問うとるんじゃないなくて、冒頭申しましたように全国的に高齢化してきて、いろいろ地域の活性化という面でも下降線をたどっているような状況ですので、大前提としては個人所有のものについて法的なお金は使えないというのは、それはいかしているつもりですけども。

そういうところから何か抜け出さんと、例えば国道沿いの家がつぶれかかって屋根が落ちかかっているのに放っておくのかというような、単純な住民の声にどういうふうに、今言ったように法的なお金がつぎ込めないの で仕方ありません、で済みますのかということなのですが。

ちょっと事が大きいというように私が思いますので、なかなか答弁もしづらいかと思えますけど。

町長。ちょっとこのあたりでも何か考え持っておいででしたら、その受けた今の環境を見てどういうふう に感じ取るとるかとか、まあちょっとやめましょうか。

じゃあ、すいません。あれば、すいません。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

的確な答弁になるかどうか分かりませんが、再質問に答弁させていただきます。

所有者が不在で、所有者はもう明確に分かるんだけども現地に不在で、何らかの手段をとということであり ましたら、まちづくり課長が答弁したとおり、手続きが十分取れるようになっています。

その後、その以外のですね、所有者そのものが不明であったり、たどっていても何ですか、後代というん ですか。所有者いない。それから、これも支障木につきましても同様だと思いますけれども、個人の資産にど こまで踏み込むかというところが最大の論点だと思います。

参考までに申し上げますと、中島議員からのご質問の中でも所有者不明土地の問題がございまして、これか らちょっと黒潮町で勉強会スタートするんですけれど。

これまでの所有者不明土地が昨年からずっとワーキングで話し合われてきて、実は特措法もできました。そ れに基づきまして、関連法案の施行を待つばかりということになっておるんですけども。例えば、狩猟法であ りますとか、先ほども少し出ましたが森林の経営管理法でありますとか、農業基盤事業等々もこれに付随して、 これから運用が変わってまいります。これ、大きな視点の変更がございまして、これまで所有者不明の土地問 題を語るときに、どちらかといいますと所有者の方の権利をどう擁護していくのかということにかなりの重き を置いて話し合われてこられたのが、今回のワーキングでは、その所有者不明であるがゆえに、なかなかこう 手が出せない。それで手が出せないことによって、さまざまな公共施設の配置をしたいときにですね、支障 が出てくるということで、その土地利用の観点にかなりウエートをシフトしてご協議をいただいていた、こう いうことになっています。

これは国もロードマップを示しているんですけども、いったんはその所有者不明土地問題のワーキングで 出た結果で特措法ができて、それに関連法案が続いていくわけですけども、これでゴールではありませんと いうことになっています。これがまずスタートするんですけども、今後その議論をさらに深めていく中でさま ざまなことが出てくるので、それは適宜対応法令を整備していくという政府の姿勢になっています。

従いまして、現行ではなかなか町の判断で個人の資産にここまで踏み込みますという線引きを自分たちがす

ることはかなり困難性を極めていると思います。ただ、これからの議論に期待をして、例えばこれまではなかなかそこまでの領域に踏み込めなかったんだけど、いったんガイドライン、あるいは指針が法令的に示されたらですね、自分たちとしてもここまでは大丈夫という線引きができますので。

今現在、この質問をいただいて、明確な答弁がここでできる段階にはないと。あるいは、明確な答弁を求められるのであれば、個人の所有資産についてここまで踏み込めることができませんという答弁にならざるを得ないと思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

どうも。突然振りまして。

私のこの質問いいですか、問題意識は共有してそういったところで、共有して言うたらちょっと偉そうですけども同じような考えで動いているというふうに私はとらえたので、もう少しその検討結果を待ちたいと思います。

1 点、ちょっと確認させてください。

先の浅野議員の質問のときに、631 軒の老朽化住宅、空き家かもしれませんが。それから、一番悪い E ランクが 35 軒で、その次の D ランクが 29 軒の 64 軒ということでございましたが。この 64 軒、もしくは 631 軒の中で、その申請者となり得る方が町内にいないとか、ちょっと線引きが難しいですけども。所有者不明といったような状況の軒数は分かりますか。

これ 64 軒の中へ入っておりますか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

この空き家調査を行った現地等の確認をしておりますが、この E ランクの現地確認を場所等をしております。ただ、所有者が不明とか、そこまでの調査には至っておりません。ただ、そのうちですね、35 軒あったがですけども、個人で 1 軒取り壊しをさせていただいております。

また、29 年度、昨年この E ランクの 1 軒分を補助事業で取り壊しをしております。

また、今年度、このうちの 1 軒、また申請が出ているような状況でございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

分かりました。

では、1 番の住環境の保全という。この住環境の保全というのは、撤去の目的が同じだと思いますけども、その一帯の、近隣のといいますか、この地区の住環境の保全という。念を置くまでもないとは思いますが。

では、2 番へいきます。地籍調査についてとしております。

地籍調査につきましては、平成 22 年度より現地調査を実施した地域の大部分、この部分が認証遅延となっており、これの解消が大きな課題となっているとのことでした。

これについて、その原因と問題点および対策を問うとしております。

答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の2、地籍調査について通告書に基づきお答えします。

議員ご質問の地籍調査につきましては、大方地区では平成16年度から事業を開始し、各地域で現地調査を進めてきたところではありますが、近年では防災対策として津波浸水予想区域を中心に現地調査に取り組むことで、被災後の復興やまちづくり計画の基礎資料に資する目的で現地調査の推進を優先して取り組んできました。しかしながら、担当職員数などの問題もあり、認証作業に遅れが生じ、議員がご指摘されますとおり平成22年度の現地調査分からの認証作業が完了しておらず、いわゆる認証遅延の状態となっており、事業の効果が発揮できていない状況となっております。

ご質問の、認証遅延を解消させるための問題点につきましては、何よりも地権者等に現地調査の結果についての同意を賜ることが重要となります。この同意の取得につきましては、本人宅に訪問してご理解をいただくなど、個別対応となりますため多大な時間が必要となり、また現地調査等を熟知した職員の充実が必要となります。

このため、平成30年度につきましては、これまでの体制を強化しまして臨時職員とはなりますが1名増員をしており6名体制として、現地調査の推進および認証遅延の解消に向けて取り組みを強化しているところですのでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

原因と問題点および対策。認証遅延となっていることについての原因と問題点と対策で。

原因は職員と住民。問題点は、どちらかという地権者いか住民の方にとってどういう問題点があるか。および、それについての対策という意味で問うたつもりながですけども。

その地権者の方の問題点というのがちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、再度お願いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮川議員の再質問にお答えします。

答弁として、まず原因としましては、津波浸水区域の現地調査を中心として進めてきたことがまず原因として挙げられるということで答弁をさせていただきました。

問題点としましては、同意の取得について多大な時間を要しておりますので、そこが問題ということで答弁をしております。で、対策としましては、30年度から1名増員をして強化を図っておるといふ答弁をしたつもりですのでご理解をいただきたいと思います。

問題点につきまして、同意をいただけない理由というところの問題点を具体的にというご質問であったということで答弁をさせていただきますが、同意をいただけない地権者の皆さまに大きく分けて2種類ございます。

まずは、杭打ちができないとか、杭打ちができてその境界に不満があつてご理解をいただけない方と、同意期間中に同意をしなかったとか、忘れていたりその場に来ていただけなかつたりして同意がいただけな

かった方が2種類あります。

問題点としましては、その不満があるかないか分からないけれども同意をいただけなかった方に対して、町としては本人宅に行かさせていただいて説明をすることで同意をいただく作業をしております。

そのために、時間が多大にかかっているというところが問題点となります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の答弁は、私には遅れていることの要因的に私には聞こえましたが。私の、ちょっと言葉を変えてじゃあ質問しますが。

その認証が遅れることによって、住民が生活して、生活いうたらあれです。例えば、土地の売買があったりしたときに問題が出てくるんでないかなというふうに漠然と私は思うのですが。

そういったことはないんですかね。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

認証遅延が遅れた地域で土地の売買をする場合は、旧面積といいますか、今、土地登記簿に記載されている面積で売買をすることになりますので、認証が遅れているからといって不利益になるということはないというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと確認させてください。

今、認証されていない状況で売買があった場合は、今の登記簿へ載っている面積で売買をされるようになると思うのですが。

実際、私はあんまり詳しくないんでちょっと思い違いしてるかもしれませんが。実際、今まで売買があったときは隣の人と境をきちんと決めて、測量して登記簿と若干違う面積になったりしながら動いているようにも似るところもあるものですが。登記簿を参考にして、またそこで地権者同士とか話し合っ、杭が違う所へ打ったりする。そういった、何というか、すごい漠然と危険性を感じるがですけど。

そういったことには危険性はないんですかね、特に。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

ちょっと言葉足らずというか説明が足りなかったと思いますが。

例えば、地籍調査をやっていない所と同じように、登記簿の面積は登記簿の面積、実際に売り買いするときには現地に行かれて実測をするなり、両者が確認をし合いながら売買をするので問題はないのではないかと

いうふうにお答えをしました。

実測をするなり、実測面積に応じた金額で売買がされるのではないかということでお答えをしました。  
以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ますます分からんような感じがしますが。

新たに今、地籍調査をしていて、ある程度、黒潮町の中ではその図面的なものを持っておるわけですけども。認証しない間にやるときは、今の登記されたものに基づいて測り直して、それ面積うか、実際、杭打っちょう所が違う可能性は出てくると思うがですけど。

その点はどんなに感じますか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

認証がされていない地域につきましては、本人同士が確認をし合っって杭を打ったってところになりますので。本人が、地権者同士が立ち会っっておれば、杭の位置が変わるということは基本的にはないものというふう  
に理解しております。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

すごいこう、何いうか、楽観的なものの考え方なような気がしますけども。

違う所へ杭がいった場合は、今、例えばもう 10 年くらいたってますんで杭がない所もこうあると思いま  
すが。違うとこへいった場合は後々作業を。例えば、そのエリアの地籍調査をし直しをしなければなら  
ないというようなことにはならんのですかね。

心配はないのですか。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

地籍調査の現地調査が終わっって認証遅延の土地につきましては、しっかり町の方で座標を持っておりま  
すので、杭がない場合もその座標から杭の再現はできますので、それを参考にできると思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私の説明が悪いんだと思いますけども。

違う所へ杭を打っって売買をしとったときに、今度、認証あげますよ言うたときに、何か問題がないですか  
い  
う問いながですよ。

その、私の過程からその答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

違う所に杭を打つというところがちょっと分かりにくいですが。

基本的に地籍調査はご本人同士、地権者同士が確認をし合って、双方了解の下で杭が打たれます。違う場所というのは、実際の売買のときに違う場所に打つという意味として考えると、違う場所に杭が打たれるということは少ないのではないかと。もしくは、ほぼ同じような位置に杭が打たれるのではないかとというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

認証遅延が起きて、22年やったですかね、最長は、8年ぐらい。そうすると、状況は変わっていくわけですよ。そのときに立ち会った方も検証されるか、なかなかもんできにくいところへ行かれたりする場合もあろうかと思しますので。早急にしとければ何も問題がないと思うがやけど。

例えばですけども、町がデータを持っていますので、売買するにはいったん町の窓口を通じてくださいというような仕組みにしとけば、杭は動く心配はないと思うがですけども。何年かかってあまりよく分からない人が、わしの記憶ではいうて隣の人に言われて、ああそうですかいうてというような話も出てくると思うんですけど。今問題にしてるところがメインではないのですけども。

私は、認証をこう急いでほしいということでやってるがですけども。その問題がないということまでちょっと理解ができません。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

数年が経過して立会された方が不在となった場合というお話ですが。

まず、立会者が不在で調査の経過が分からない場合は、町としましてはその調査の結果をお示しして、ここで調査をしましたということになります。で、そこに不満があるようでしたら、そこは筆界未定地として町としては処理をし直さなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ちょっと本題から私自身がずれてたかもしれませんが。

売買の際に、もう一回聞きますけども。違う所へ杭を打ったような形で売買したとしたら、何か後々問題がありませんかということを聞きます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

売買の後、地籍調査の値と違うということで問題がないかということですが。

町としましては、地籍調査の結果、杭はここですということしか示すことはできませんので、後は個人同士のお話になろうというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

何かすんなり、もう登記いか認証済んどれば、こういう話を出さなくっていいわけなんです。

ではちょっと、対策のところまで答えていただいたと思いますけども。

今後ですね、この遅れている部分はというふうに対応されます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、遅れている原因をもう少ししっかり答弁をさせていただきたいと思います。

いわゆる、杭が打てなかったり、決めた境界に不満があって、それがもう確実に分かっている場合は、町としましては筆界未定地として処理をせざるを得ないというふうに考えております。

ただし、同意がない方につきましても、理解はしておるんだけど同意が何かの事情によってまだいただけない場合がありますので、町の事業としましてはそのような方をすべてなくしてというか、可能な限り努力をして精度を上げたものを認証遅延にならないように認証に持っていくという作業をしておりますので、おのずと、そのような方に対して訪問したり相談をしておりますので、時間がかかっておるとい状況です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

難しいいいですか、人との対応ですので難しい面もあろうかと思っておりますけども。

今の答弁では何か見えて、こう姿勢とかその数字的なもんが全然入っていないので、何かそういうふうな計画的なことはそこまで至っていないんですかね。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

どうしても、地籍調査の場合は現地調査と認証作業と2種類の作業が大きく申し上げてありますので、今後、例えば高規格道路の延伸に伴いまして現地調査を優先してやる必要がある場合もありますので、明確に何年度にどれぐらい認証遅延の解消をできるかという計画的なものは今のところ持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

町長の代理ですかね。町長が答弁していると同じ答弁ということなんで、ここで町長に振るとまた違うことを。振ると、またそれはそれでおかしいとがありますけども。

何か、住民の財産を扱っている、財産に関係したことを進めていく上では、ちょっと何か意識が薄いんじゃないかと感じますが。

ちょっと町長、そのへん何かありましたら。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

地籍はですね、これ議会にお諮りをして、今年度あるいはこれからの計画、新規で入れる場合ですね、はすべて説明をさせていただいて実施をしていったところです。特に、東日本以降はですね、各地域、特に浸水区域の皆さんからかなり要望がございまして、1 年でも早く入ってくれというような要望で、できる限り対応はしてきたところです。

ただし、その他方でその認証遅延が積み重なってきたことも事実ですので、ここ数年で少し地籍の人員強化も図りながら、新規について少し抑制をかけながら認証遅延を解消するための作業に労力をちょっとシフトしてきたところです。今年もちょっと年度途中にはなりましたが、人員補強の予算もお願いしているところございまして、今そうして役場総体としてはそういう対応をさせていただいていると。

決してですね、個人の資産について、総務課長も申し上げましたが、100 パーセント努力をしてもどうしても筆界未定は出ますし、認証遅延分が全くないままにすべてがスムーズにいくとはまずちょっと考えにくいと思います。ただ、その差をできるだけ埋めていくというところにつきましても、先ほど申し上げましたように新旧を若干抑制させていただきながら、認証遅延分の解消に労力をシフトしてきたと。こういう取り組みを行っているところでございます。

引き続き、このできるだけ古い分ですね。あまりこう、現地調査から年月がたちますとやはり意識も変わってまいりますし、もともと境界に立会していただいた方も代替わり等とも想定されますので、そういったことができるだけ障害にならないように、できるだけ早期に認証遅延の分を解消してまいりたいと思います。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

具体的な数は、数字的なことはちょっとあれですけども、担当を増やすなりということで対応してくれるということなんで見守りたいと思います。

今言われた、その担当の職員についてですが、今、何か臨時さんで対応しているというような話だったと思いますけども。私が思うのにはですね、やっぱりかなり重要、職員にとって何が重要かはちょっとまだいろいろ話が尽きなくなるかもしれませんけども、私は重要な仕事に入ると思います。

ほんで、例えば津波高 34 メーターがあってから、いろいろ耐震対策とか途中から個別カルテが入ってきたり、その後耐震診断が入ってきたりしてですね、そういったときに、地区へ入って対応される方が臨時で急きょ雇われた方が入ってきたように思うのです。その人たちのことを悪うに当たったらちょっと申し訳ないがですけども。例えば、参加者が手を挙げて質問しても答えられないというような、それは職員でも答えられんことがあるかもしれませんけども。ちょっと何年か場を踏んでる方であればというような質問に対しても答えられな

いというような状況も、私は立ち会ったこともありますので、それと。

住民の方にも、ちょっと住民がそのことについて役場、行政はどういうふうを考えようがやろうかというふうなことを、それで判断される住民もおいでますし。反面で言えば、職員がすごいこうそういう現場へ行って重要なことについていろいろ町民と話すのは、すごいその職員を育てるいいですか、スキルいいですか、行政の手腕がすごい上がって、そういうスキルじゃノウハウじゃいうて偉そうなこと言いますが、そういう知識が蓄積になって。それが臨時の職員さんでしたら、そのひと周りぐるっと済んだらありがたいとございましたでは、その間のいろんなせっかくのチャンスがなくなるというふうに思いますので。

2名体制でいかれるというようなことがありますけども、そういった1名は職員の核となる人が対応するとかいったような考えはないでしょうか。

町長、お願いします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

人員配置のこと、ボリュームのお話だと思うんですけども。

どうしてもですね、組織総体の中での配置ということになりまして、一つの係だけでこの適正人数をこう基準を設けるといことがなかなか難しい状況です。それは、現在、当町の職員の中で占める臨時さんの割合でありますとか、嘱託職員の割合から見ていただいてもご承知いただけるところかなと思います。

ただ、体制につきましては、自分たちもまた現場の職員も、例えば正職員がしっかりと現場に立ち会った実績があることがまず大事ですということは現場の係長からも申し出ていただいておりますし。かつ、1人のときはなかなか交代すると、もうそのノウハウ自体も、あるいは情報自体も受け継げないわけです。ペーパーベースの引継ぎ以外で。そういうことがあっては、組織としてのノウハウの蓄積でありますとか、あるいは情報の継続ということがないので、正職員の体制を2名に整えさせていただいたと。できるだけ、臨時の方、嘱託の方と正職員がセットになるような行動をしていただくことが、今配置できる体制の中の一番いい運用の仕方ではないかなと思います。

当面ですね、この体制でいかせていただいて、あと、もしこれでまだ認証遅延の解消ペースが遅くてということになってくるとですね、今度、地籍の事業実施ボリュームをちょっと絞らせていただく判断も必要になってこようかと思えます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

はい。私聞き漏らしとったようで。

何か2名というのは正職員の数のことも含まれるということですよね。2名。臨時さんだけではないということですね。

じゃあ、そこちょっと確認させてください。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

現在の職員体制についてお答えします。

6名体制で、正職員2名、非常勤1名、臨時3名の体制です。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私、勘取りが悪いんであれですが。

正職員2名さんと臨時が4名で、外回りをされている方に正職員さんはおいでます。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

外回りにつきましては、ケースバイケースで対応しております。

職員が行く場合もありますし、臨時、非常勤で行く場合もありますし。特にご理解をいただけないところとか、課題が多いところについては職員が行くような、可能な限り行くようにしております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

事が財産関係いいですか、それだけが大事というわけではないですが。

1件、何件か私も聞いてないんであれなんですけど、数件のはんこ漏れでその地区全体がストップしているかもしれませんので、やっぱりそれなりの、変な話ですけども、課長自らが出向いて行ったらすぐはんこ出してきてくれるんやないかなというような。その現場で担当されてる方にすごい失礼ですけども。

やっぱり、肩書きというもんもすごいものを言うところがありますんで、重要と思うてるかどうかを相手が判断するという意味で重要というふうには私は感じておりますので、そういったこともぜひ考慮して、住民に対応していただきたいと思います。

今回は追加がないようですので、残り少なくなりました。

どうも。これで質問終わります。

議長（山崎正男君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15時 54分